








現場説明書

1. 工事番号 5-都計修-01
工事名 都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事
2. 工事場所 仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1
3. 現場説明事項
 - (1) 工事期間 契約日の翌日 ~ 令和6年2月29日
 - (2) 支払い条件
 - ①前払金 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する会社の保証により30%以内
 - ②完成払い

※ 前払金・完成払いの振込手数料は請負者負担。
 - (3) 質疑・回答
 - ①質疑 令和5年9月27日(水)11時までに書面にて提出のこと。
 - ②回答 令和5年9月28日(木)11時までにホームページ内で回答する。

問合せ : 総務課 経営戦略班 FAX : 022-261-0831
Mail : keiei@miyagi-jk.or.jp
4. その他 詳細は別紙設計図書による

(設計様式1号)

住宅管理部長	住宅管理部次長	住宅管理部参事	保全課長	課長補佐 (総括担当)	課長補佐	設計者
						

5-都計修-01

都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事

工事の場所	仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1
工事の期間	契約日の翌日 から 令和6年2月29日まで

宮城県住宅供給公社

工事の概要

1. 工事概要

工事名称	5-都計修-01 都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事
工事場所	仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1
工事期間	契約日の翌日 ~ 令和6年2月29日
工事概要	屋上防水改修工事

2. 工事仕様

本工事は、設計図書によるほか、

- ・保全工事共通仕様書（令和2年版）（UR都市機構）
 - ・機材及び工法の品質判定基準、仕様登録集（令和2年版）（UR都市機構）
 - ・保全工事マニュアル（UR都市機構）
 - ・公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年版）（公共住宅事業者等連絡協議会）
 - ・公共建築工事標準仕様書（令和4年版）（国土交通省大臣官房営繕部監修）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）（国土交通省大臣官房営繕部監修）
 - ・建築工事監理指針（令和4年度版）（国土交通省大臣官房営繕部監修）
 - ・建築改修工事監理指針（令和4年度版）（国土交通省大臣官房営繕部監修）
- による。

3. 厳守事項

本工事に起因する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律137号、改正平成12年6月2日）、並びに関係法令等に基づき場外搬出のうえ適切に処分し manifests を提出すること。

本工事施工の際に発生した廃棄物（コンクリート及びアスファルト等）は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（平成12年法律第104号、平成14年5月30日施行）、並びに関係法令等に基づき、分別解体及び建築資材廃棄物の再資源化等の促進に努めること。

また施工の際は、事前に計画書を作成し監督員に提出すること。

本工事で発生する建設廃棄物のうち、宮城県内の最終処分場（中間処理施設を含む）に搬入される産業廃棄物については、宮城県の産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。

本工事では、宮城県の産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要となった場合は変更設計により計上することとする。

4. 記録、報告等

工事記録等は、次の事項について作成し、監督員に提出すること。

① 契約書（写）	1部
② 監督員決定通知書	1部
③ 現場代理人・主任技術者届	1部
④ 実施工程表	1部
⑤ 施工計画書	1部
⑥ 工事カルテ受領書の写し	1部
⑦ 質疑応答書	1部
⑧ 下請負人及び材料業者一覧表	1部
⑨ 使用材料報告書	2部
⑩ 各種試験成績書	2部
⑪ 工事日報	1部
⑫ 工事写真（材料・工具類・各工程・完成）	1部
⑬ 完成図面	1部
⑭ 発生材処理報告書（産業廃棄物等関係書類）	1部

⑦ については、着手届等と共に速やかに提出のこと。

①～⑭ については原則としてA4版ファイルにまとめること。

5. 支払い方法

・前払い金 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する会社の保証により30%以内

・完成払い ※上記支払いの際に発生する銀行振り込み手数料は、請負者負担とする。

6. その他






本工事は、宮城県住宅供給公社建設工事執行要綱により契約・施工し、疑義が生じた場合は監督員と協議の上実施するものとする。

5-都計修-01

都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A-01/18	特記仕様書-1	-	A-10/18	屋上・搭屋1階平面図	1/150
A-02/18	特記仕様書-2	-	A-11/18	搭屋1階平面詳細図	1/100
A-03/18	特記仕様書-3	-	A-12/18	搭屋屋上平面図	1/100
A-04/18	特記仕様書-4	-	A-13/18	搭屋平面図・立面図	1/150
A-05/18	特記仕様書-5	-	A-14/18	吹抜部2階屋上平面図	1/100
A-06/18	特記仕様書-6	-	A-15/18	部分詳細図-1	1/100
A-07/18	特記仕様書-7	-	A-16/18	部分詳細図-2	1/30
A-08/18	案内図・配置図	-	A-17/18	部分詳細図-3	1/30
A-09/18	工事概要・仕上表	-	A-18/18	部分詳細図-4	1/30

 宮城県住宅供給公社 設計審査 (図面総枚数：19枚)	保全課長	課長補佐 (総括担当)	課長補佐	担当
				

《 特 記 仕 様 書 》

総則編 < 保全工事共通仕様書抜粋 >

1. 工事概要

工事番号 5-都計修-01
 工事名称 都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事
 工事場所 仙台市青葉区桜ヶ岡公園4番1
 工事種別 ・新築 ・増築 ・改築 **○改修** ・用途変更
 工事概要 屋上防水(搭屋含む)を改修する工事である。

・本工事は脱気絶縁複合防水工事(歩行用ウレタンゴム系全面修繕1回目)とする。
 (1) 既存防水層保護コンクリート仕上げ等の下地調査
 (2) 既存防水層保護コンクリート仕上げ等の下地処理
 (3) 脱気絶縁複合防水工事(歩行用ウレタンゴム系全面修繕1回目)新設
 但し、搭屋は密着工法(歩行用ウレタンゴム系全面修繕2回目)新設とする。

工事期間 契約日の翌日から ~ 令和6年2月29日

その他

2. 工事仕様

本工事は、本設計図書による他、

- ・保全工事共通仕様書(令和2年版)(UR都市機構)
- ・機材及び工法の品質判定基準、仕様登録集(令和2年版)(UR都市機構)
- ・保全工事マニュアル(UR都市機構)
- ・公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年版)(公共住宅事業者等連絡協議会)
- ・公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房長官官繕部監修)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房長官官繕部監修)
- ・建築工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官繕部監修)
- ・建築改修工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁官繕部監修)

による。

1章 一般共通事項
 1節 一般事項

1.1.1 適用範囲

1 本仕様書は、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)の保全工事に適用する。ただし、土木・造園編については、「基盤整備工事共通仕様書」による。
 2 本仕様書の総則編は、建築編、機械編及び電気編の各編と併せて適用する。
 3 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者等の責任において厳正に履行する。

1.1.2 関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。

1.1.3 設計図書の適用

1 すべての設計図書は、相互に補完する。
 2 設計図書の優先順位は、原則として、(1)から(12)までの順番のとおりとし、これにより難い場合は、総則編1.1.5(疑義に対する協議等)による。

- (1) 追加説明事項及び質疑応答書
- (2) 現場説明書
- (3) 特記仕様書
- (4) 共通設計図以外の設計図
- (5) 共通設計図(各種詳細図集)
- (6) 保全工事共通仕様書
- (7) 機材及び工法の品質判定基準、仕様登録集
- (8) 都市再生機構工事特記基準
- (9) 機材の品質判定基準
- (10) 基盤整備工事共通仕様書
- (11) 公共住宅建設工事共通仕様書(以下「公住仕」という。)
- (12) 公共住宅建設工事機材の品質・性能基準(以下「機材の品質・性能基準」という。)

1.1.4 用語の定義

1 本仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、工事請負契約書(以下「契約書」という)に規定する者で、受注者等に通知された総括監督員、副総括監督員、主任監督員及び監督係員を総称していう。
- (2) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (3) 「検査員」とは、契約書の規定に基づき、工事の完成等を確認するための検査を行う者をいう。
- (4) 「監督員の承諾」とは、受注者等が監督員に対して、書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。
- (5) 「監督員の指示」とは、監督員が受注者等に対して、工事の施工に必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (6) 「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と受注者等とが結論を得るために合議(監督員の指示により設計部門と直接行う場合を含む。)し、その結果を書面に残すことをいう。
- (7) 「監督員の検査」とは、施工の各段階で受注者等が確認した施工状況、材料の試験結果等について、受注者等より提出された品質管理記録に基づき、監督員が設計図書との適合を判断することをいう。なお、品質管理記録とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。

1.1.5 疑義に対する協議等

- (8) 「監督員の立会い」とは、工事の施工に必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。
 - (9) 「監督員へ報告」とは、受注者等が監督員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
 - (10) 「監督員へ提出」とは、受注者等が監督員に対して、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 - (11) 「通知」とは、監督員が受注者等に対し、又は受注者等が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - (12) 「監督員の確認」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、監督員が立会い又は受注者等より提出された資料に基づき、設計図書との適合を判断することをいう。
 - (13) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び施工体制について具体化したものをいう。
 - (14) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法をいう。
 - (15) 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払いの請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡し時の指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者が行う検査をいう。
 - (16) 「特記」とは、総則編1.1.3(設計図書の適用)の2(1)から(5)までの設計図書において指定された事項をいう。
 - (17) 「書面」とは、定められた書式又は監督員が指示する書式による手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、かつ記名及び押印された文書をいう。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールによる伝達も有効とする。
 - (18) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
 - (19) 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。
 - (20) 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
 - (21) 「JIS」とは、「産業標準化法」(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格をいう。
 - (22) 「JAS」とは、「日本農林規格等に関する法律」(昭和25年法律第175号)に基づく日本農林規格をいう。
 - (23) 「JASS」とは、一般社団法人日本建築学会が定めた「建築工事標準仕様書」をいう。
 - (24) 「第三者機関」とは、公的試験機関(国、公立又は公益法人の試験所)その他これらと同等として発注者の承諾を得た試験所をいう。
 - (25) 「給水施設」とは、水道施設のうち専用水道施設、簡易水道施設、小規模受水槽施設、水道用直結加圧形ポンプユニットによる給水装置及びその敷地(フェンス等で囲われた部分)をいう。
- 1 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合及び現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合、監督員と協議する。
 2 1の協議を行った結果設計図書の訂正又は変更を行う場合は、契約書の規定による。
 3 1の協議を行った結果設計図書の訂正又は変更に至らない事項については、協議の結果を記録し、監督員へ提出する。

総則編 <保全工事共通仕様書抜粋>

<p>第1章 一般共通事項 1節 一般事項 1.1.6 軽微な変更 1.1.7 工事の障害に係わる事項 1.1.8 工期の変更に係る資料の提出 1.1.9 技術者名簿の提出等 1.1.10 施工体制台帳の提出 1.1.11 工事実績情報サービス(CORINS)への登録 1.1.12 提出書類の書式</p>	<p>1 施工上の納まり又は取り合いの関係で、材料、寸法、取付け位置及び取付け工法等についての軽微な変更は、監督員と協議する。 2 協議の結果は記録し、監督員へ提出する。 工事の施工中に次の(1)～(5)までのいずれかに該当する場合は、直ちにその状況を監督員へ報告する。 (1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (2) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合 (3) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合 (4) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 (5) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合 契約書の規定に基づき工期の変更についての発注者との協議に当たり協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を契約書に定める協議開始の日までに監督員に提出し、協議する。 1 工事現場に配置される受注者等の名簿は、専門別(建築、電気、機械の別)、氏名、資格、担当業務及び主な工事経歴を記載し、名簿を監督員に提出する。 2 「建設業法」(昭和24年法律第100号)に基づき監理技術者を配置する場合は、当該工事に必要な資格を有する者とし、資格者証の写し及び講習修了証の写しを監督員に提出する。 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、「建設業法」(昭和24年法律第100号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)に従って行うとともに、写しを監督員へ提出する。 1 工事実績情報サービス(CORINS)への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政期間の休日は含まない。 (1) 工事受注時契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内 (3) 工事完成時工事完成後10日以内 なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。 2 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録された事を証明する資料の提出を省略できるものとする。 監督員に対し、書面を提出する場合は、定められた書式(提出部数を含む。)により行う。ただし、定めのない場合は、監督員が指示する書式による。</p>	<p>1.1.13 設計図書等の取扱い 1.1.14 別契約の関連工事 1.1.15 特許権等 1.1.16 埋蔵物等 1.1.17 住まいセンター等との協議 1.1.18 電気主任技術者との協議 1.1.19 給水施設の管理者との協議 1.1.20 居住者への周知徹底</p>	<p>1 設計図書及び設計図書において適用が特記された図書を整備する。 2 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。ただし、使用又は閲覧について、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 別契約の施工上密接に関連する工事については、その工程及び施工に関して監督員の調整に協力し、当該工事関係者と協力して工事全体の円滑な進捗に努める。 1 工事の施工上の必要から材料、施工方法等の考案を行い、これらに関する特許権等を出願しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議する。 2 特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に關した費用負担を契約書の規定に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議する。 1 工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員へ報告する。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。 2 工事の施工に当たり、有害物質を発見した場合は、直ちにその状況を監督員へ報告する。 工事の着工に先立ち、次の事項については、監督員の指示により所轄の住まいセンター等と協議を行う。 (1) 総則編1.1.20(居住者への周知徹底)に関すること。 (2) 総則編3節(仮設物その他)に関すること。 (3) 総則編1.4.2(施工計画書等)に関すること。 工事の着工に先立ち、独立行政法人都市再生機構電気工作物保安規定(機構規程第46号)(以下「保安規程」という。)に定める主任技術者(以下「電気主任技術者」という。)が管理する自家用電気工作物及びこれに関連する工事に該当するかを調査し、当該電気主任技術者と必要な事項について協議を行い、工事計画書等、電気主任技術者が保安のために指示する書類を作成したうえ、電気主任技術者に提出し、承諾を受ける。 給水施設に係わる工事は、当該工事の着工に先立ち、給水施設の管理者(専用水道施設にあっては「水道法」に定める水道技術管理者)と施設の維持管理に必要な事項について協議を行い、工事計画書等、指示する書類を提出し、承諾を受ける。 1 工事の着工に先立ち、工事名称、工事内容、注意事項、工事期間、受注者名、現場代理人名及び連絡先等を記載した文章を、監督員と協議のうえ、所轄の住まいセンター等の掲示許可印を押印したものを指定する箇所に掲示する。また、工事内容、工事期間等に大幅な変更のある場合は、あらかじめ変更の掲示を行う。なお、掲示文書類は、工事が完了した後、速やかに取外し処分する。 2 工事の施工にあたり、停電、断水又はテレビ電波の停波、電話及びインターネット等の通信サービス停止(以下「停波等」という。)を伴う場合は、あらかじめ影響を及ぼす全ての住戸にチラシ配布等の方法により周知し、事故等のないよう十分注意する。 3 工事の施工にあたり、騒音又は振動を伴う場合は、監督員と協議のうえ、あらかじめ影響を及ぼすおそれがある住戸にチラシ等で周知し、支障のないよう十分注意する。 4 住戸専用部分に係わる工事を行う場合は、当該住戸に対し、事前にチラシ等を配布して工事内容等を連絡し、更に具体的な施工日をチラシ等の文書により必ず通知する。また、施工日に変更が生じる場合は、速かに当該住戸に連絡を行う。</p>	<p>1.1.21 腕章着用等 1.1.22 官公署等への手続き 1.1.23 SI単位 1.1.24 調査、試験に対する協力 1.1.25 給水施設の立ち入り 2節 施工管理 1.2.1 施工管理 1.2.2 工事現場の管理</p>	<p>5 特記なき限り、居住者の財産物の移動は、居住者の負担により行うよう事前に連絡する。 6 工事用車両は、工事に関する車両である旨の明示を行う。 7 階段や通路で工事を行う場合は、転倒事故の防止策として、利用者の目につきやすい場所に注意喚起の表示をする。 工事に従事する者は、腕章又は受注者名が記入された工事用ベスト(住戸内にあつては、腕章又は工事用ベストのほか、会社名及び氏名を記載した名札)等の身分を明らかにするものを着用するとともに、服装及び言動等に注意を払う。 1 工事の着手、施工、完成にあたり、受注者等の行うべき関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等は、関係法令等の定めるところにより、遅滞なく届出等を行う。 2 1に規定する届出手続等を行うにあたっては、届出内容についてあらかじめ監督員へ報告する。また、届出手続きにかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督員へ提出する。 3 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査がある場合は、その検査に必要な機材、労務等を提供する。 4 官公署等との届出手続等において、工事に係る条件の変更又はその恐れを生じたときは、遅滞なくその旨を監督員へ報告する。 監督員へ提出又は報告する書面及びその他の資料に使用する単位は、計量法に基づく国際単位系を使用する。 1 発注者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力する。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者等に通知する。 2 工事現場において独自の調査、試験等を行う場合は、具体的な内容を事前に監督員へ説明し、承諾を得る。また、受注者等が調査、試験等の成果を発表する場合は、事前に発注者に説明し、承諾を得る。 1 給水施設に工事又は維持管理等を目的として立ち入る者は、事前に給水施設の管理者等の許可を得る。 2 給水施設へ立ち入る工事関係者は、事前に「水道法」第21条及び同法施行規則第16条に規定する健康診断を受診し、適合の証明書を給水施設の管理者等へ提出する。 1 設計図書に適合する工事的目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を適切に行う。 2 工事の施工に携わる下請負人に工事関係図書及び監督員の指示を受けた内容を周知徹底する。 1 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、常に計画工程表と実施工程とを照合し、工事の進捗に留意するほか、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)その他関係法令に従って工事現場を良好に管理する。 2 各種仮設設備は、関係法令に従い安全上、衛生上支障のないように設置する。 3 工事現場は、場内の安全確保及び第三者への危険防止のため、諸材料その他の整理及び清掃、風紀の取り締まり、衛生に常に注意し、火災及び盗難の予防並びに事故等の対処について、十分な措置をとる。 4 共用部分の鍵を使用する場合は、所轄の住まいセンター等々に「借用書」を提出する。 5 空家工事の場合は、作業終了後、毎日、当該住戸の施錠の確認を行う。この場合、使用する鍵は空家工事専用の鍵とする。 6 自家用電気工作物の構内において工事を行う場合は、電気主任技術者の指示によるものとする。</p>
---	---	---	---	---	---



宮城県住宅供給公社

設計年月日	R05.09	課長	課長補佐(総括担当)	課長補佐	設計者	工事名称	都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事	全葉	19	図面 No	A-02/18
						図面名称	Scale				
							特記仕様書-2				

総則編 <保全工事共通仕様書抜粋>

1章 一般共通事項	
2節 施工管理	
1.2.3 施工管理技術者等	<p>1 施工管理技術者等は、設計図書に定められた者又はこれらと同等以上の能力のある者とする。</p> <p>2 施工管理技術者等は、当該工事に必要な能力を有する者とし、資格又は能力を証明する資料を監督員へ提出する。</p> <p>3 施工管理技術者等は、当該工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う他、事故の防止に努める。</p>
1.2.4 施工中の安全確保	<p>1 「建築基準法」(昭和25年法律第201号)、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)その他関係法令等に定めるところによる他、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成5年1月12日付け 建設省経建発第1号)に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」(平成7年5月25日付け 建設省官監発第13号)、「土木工事安全施工技術指針」(昭和43年4月7日付け 建設省官技発第37号)及び「建設機械施工安全技術指針」(平成6年11月1日付け 建設省経機発第180号)を参考に常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。</p> <p>2 豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報及び警報等に常に注意を払い、災害の予防に努めると同時に、常にこれに対処できる防災体制を整える。</p> <p>3 豪雨、強風等の被害を最小限にとどめるよう、必要に応じて現場作業を休止し、養生等を実施する。</p> <p>4 仮設排水は次によるものとし、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を行う。</p> <p>(1) 排水位置等、所轄の住まいセンター等と協議する。</p> <p>(2) 塗装材及び塗装工具等の洗浄水並びに土砂・ゴミ等は場外処分とし、排水路(雨水管、側溝等)に流出させてはならない。</p> <p>(3) 既設の排水管(污水管)に排水する場合は、当該下水道管理者(区(出先事務所を含む)又は市の下水道担当部署)と協議する。</p> <p>5 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シートを設ける等の火災防止措置をする。</p> <p>6 工事現場からの落下物又は飛散物によって、工事現場の内外に危害を及ぼすおそれがある場合は、関係法令に従って防護金網、防護柵等を設け、落下物等による危険の予防措置をする。</p> <p>7 工事のために使用する搬入路及び搬出路は監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な維持管理(路面の保持、清掃及び道路付帯排水設備の清掃、浚渫の実施をいう。)を行うとともに、特に第三者に損害を与えないように注意する。また、搬入路及び搬出路に損傷を与えた場合には、遅滞なく監督員へ報告するとともに、速やかに復旧を行う。</p> <p>8 工事に起因する土砂等の搬入、搬出を行う際は、路上等に散乱しないよう、荷台にシートを掛ける等の処置を施す。</p> <p>9 工事用車両の積載については「過積載による違法行為に防止策について(平成6年4月20日付け 建設省経建発第117の3号)」に基づき防止対策を講ずる。</p> <p>10 団地内道路、公園等で工事を行う場合は、特に子供の歩行又は夜間の歩行等に支障のないように段差解消、仮囲い、点滅灯等の処置を施す。</p> <p>11 工事用車両等の団地内走行及び材料の積下ろし時には安全に注意する。特にアプローチ道路、公園近辺等子供の飛び出しが予想される場所での走行については、十分注意する。</p> <p>12 材料置場、工事箇所等の危険な場所は、仮囲い等の処置を施す。</p> <p>13 住戸内の工事に伴う材料の荷上げ、廃材の撤去は、バルコニー及び階段室の手すり越しに行ってはならない。なお、やむを得ず行う場合は監督員と協議する。</p> <p>14 足場設置期間中の安全対策は次によるものとし、子供等が侵入しない措置をとる。</p>

	<p>(1) 足場下部周囲には、防護金網(H=1.8m、施錠)を設置する。</p> <p>(2) 防護金網上部の全面に設置する安全シート(メッシュシート)の色は特記による。特記なき限り、バルコニー側に設置する安全シート(メッシュシート)は、「白色」を標準とする。</p> <p>(3) 住棟出入口、歩行者動線の上等には、資材等の落下防止対策として、養生柵を設置する。</p> <p>(4) 消火栓、各種メーター、水栓及びマンホール等の使用に支障を与えないものとする。</p> <p>(5) 各階共用部等から足場へ侵入可能な位置には、立入禁止テープで注意喚起をする等、安全対策を施す。</p>
	<p>15 給排気筒等ガス燃焼機器類の取扱いは次によるものとし、ガス器具の不完全燃焼防止の対策を講じる。</p> <p>(1) 給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類は、養生等で塞いでではない。</p> <p>(2) 作業中に給排気筒に付いた汚れは速やかに除去する。</p>
	<p>16 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員へ報告する。</p> <p>(1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。</p> <p>(2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、遅滞なくその内容について監督員と協議し、速やかに適切な処置をとり、書面をもってその経緯を報告する。</p>
1.2.5 施工中の環境保全等	<p>1 「建築基準法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)、 「環境基本法」(平成5年法律第91号)、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、 「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)その他関係法令等に定めるところによる他、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年1月12日付け 建設省経建発第3号)及び「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日付け建設大臣官房技術審議官通達)に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。</p> <p>2 工事の施工に伴い第三者への損害が生じた場合には、受注者等が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかった否かの判断をするための資料について、監督員の求めに応じ提示する。</p> <p>3 建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定による規定」(平成9年7月31日付け 建設省告示)に基づき指定された低騒音型・低振動型建設機械を使用する。ただし、施工時期、現場条件等により一部機種が調達できない場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって監督員と協議することができる。</p> <p>4 塗料、シーリング材及び接着剤その他の科学製品の取扱いにあたっては、当該製品の製造所が作成したJIS Z 7253(GHSに基づく化学製品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))による安全データシート(SDS)を常備し、作業員に対し記載内容の周知、徹底を図り、健康・安全の確保及び環境保全に努める。</p> <p>5 作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。</p> <p>6 住戸内部で工事騒音が大きい作業を行う場合は、近隣居住者に配慮してサッシ等を解放してはならない。</p> <p>7 接着剤又は塗料を用いて施工する場合は、関係法令等を遵守し、その使用方法、塗布量、乾燥期間及び施工中における窓開放等換気に関する事項を施工計画書に明記するとともに、作業員に対しても指導を行う。</p> <p>8 工事の作業時間については、特記によるものとし、居住者の生活に大きな支障を及ぼす時間帯は極力避ける。</p>
1.2.6 交通安全管理	<p>1 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行う。</p>

1.2.8 災害時の安全確保及び事故報告	<p>災害又は事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努めるとともに、直ちに監督員へ通報のうえ事故報告書を速やかに提出する。</p>
1.2.9 重点監督項目	<p>資料編「保全工事重点監督要領」に基づく重点監督項目について、特に入念な施工を行うとともに、チェックシート等を用いて管理を行い、その結果を監督員へ報告し、立会い、確認等を受ける。</p>
1.2.10 現状復旧の義務	<p>工事対象物又はその他の既設物等に損傷を与えた場合は、遅滞なく監督員へ報告するとともに、監督員立会いのもと、その指示に従い、受注者等の負担において原状に復旧する。</p>
1.2.13 保護、養生	<p>工事の施工に際しては、施工範囲以外の部分に汚損又は損傷を生じさせないよう適切な保護又は養生を行う。ただし、総則編1.2.4(施工中の安全確保)の15(1)又は(2)の場合を除く。</p>
1.2.15 清掃、後片付け	<p>作業終了後、毎日、工事対象物及び作業範囲とその周辺を清掃し、入念な後片付けを行う。</p>
3節 仮設物その他	
1.3.3 危険物貯蔵所	<p>塗料、油類等の引火性材料の貯蔵所は、関係法令等に従い、適切な規模、構造、設備等を備えたものとする。また、関係法令適用外の場合でも、各出入口には錠をつけ、「火気厳禁」の表示を行い、消火器を置く等、配慮する。なお、やむを得ず工事目的物の一部を置場として使用する場合には、監督員の承諾を受ける。</p>
1.3.4 監督員事務所	<p>監督員事務所の規模、仕上げ、設備及び備品等は特記による。</p>
1.3.5 受注者事務所その他	<p>1 受注者等の事務所、便所、下小屋、材料置場その他必要施設は、関係法令等に従い設置する。</p> <p>2 工事表示板の表示内容及び掲示場所は、監督員の指示による。</p>
1.3.6 仮設物撤去その他	<p>1 工事進捗上又は建物の使用上、仮設物が支障となった場合は監督員と協議のうえ、移動又は撤去する。</p> <p>2 工事仮設物は、完成期日までにすべて撤去し、撤去跡及び周辺の清掃、後片付けは総則編1.2.10(現状復旧の義務)及び1.2.15(清掃、後片付け)に準じて原状に復旧する。</p>
4節 工事関係図書	
1.4.1 実施工程表	<p>1 工事の着手に先立ち、実施工程表を速やかに作成し、監督員へ提出する。</p> <p>2 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督員へ提出する。</p> <p>3 2による他、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員へ報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な処置をとる。</p> <p>4 監督員より指示された場合は、実施工程表の補正として、週間工程表、月間工程表及び工種別工程表等を作成し、監督員へ報告する。</p>
1.4.2 施工計画書等	<p>1 工事着手前に工事内容を十分検討し、次の事項について施工計画書等を作成のうえ、監督員へ提出する。ただし、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 工事概要(工期、工事規模、工事施工体制、工事管理体制等)</p> <p>(2) 工程計画(実施工程表、作業数量、日数等)</p>

総則編 < 保全工事共通仕様書抜粋 >

1章 一般共通事項	
4節 工事関係図書	
1.4.2 施工計画書等	<p>(3) 仮設計画（仮設建物、土留め、足場、さん橋、材料置場、危険物貯蔵所、工所用機械、仮設電力設備、仮設給排水設備、仮囲い、工所用道路、駐車場所等の設置位置、撤去時期等）</p> <p>(4) 停電作業、停波作業、断水作業、仮設排水（位置、構造、排水の処理方法）等の計画</p> <p>(5) 既存物の保護、処理計画（建物、構築物の保護、移設、撤去の時期、既存樹木、芝の保護移植に関する計画、方法等）</p> <p>(6) 災害、公害の防止</p> <p>(7) 居住者等に対する安全対策</p> <p>(8) 使用工法、材料計画（工法、機材、規格、使用予定数量等）</p> <p>(9) 品質管理計画</p> <p>(10) 緊急時の体制、防災計画</p> <p>(11) 安全管理計画、交通管理計画、安全、訓練等の実施計画</p> <p>(12) 再資源利用計画及び建設副産物の適正処理方法</p> <p>(13) その他（社内検査体制、個人情報等に係る管理及び実施体制、居住者等への周知文章の見本等）</p> <p>2 施工計画書等は、工種別に機器、材料、工法及び品質管理等を具体的に定めたものとし、騒音・振動対策に十分留意したものとす。</p>
1.4.3 施工図等	<p>1 当該工事の施工に先立ち施工図等を作成し、監督員へ提出するとともに、受注者等の事務所に常備しておく。</p> <p>2 施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討する。</p> <p>3 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督員へ報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置をとる。</p>
5節 機材	
1.5.1 環境への配慮	<p>工事目的物に使用する材料、部品及び機器（以下「機材」という。）は、特記による他、次による。</p> <p>(1) 室内において使用する機材は、特記なき限り、「JIS」及び「JAS」において定められたホルムアルデヒド放散量F☆☆☆☆又はホルムアルデヒドを発生しない機材とし、監督員の確認を受ける。</p> <p>(2) 機材の選定にあたっては、有害な揮発性有機化合物の放散による健康への影響に十分配慮する。</p> <p>(3) 使用する機材は、アスベストを含有しないものとする。</p> <p>(4) 「国等による環境物品等の調達の維持推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）により、環境負荷を低減できる機材を選定するように努める。</p>
1.5.2 機材	<p>1 工事目的物に使用する機材は新品とする。ただし、仮設物に使用する機材は、この限りでない。</p> <p>2 機材の現場への搬入にあたっては、その機材が設計図書に適合していることを確認するとともに、監督員の立会い、確認が規定されている場合は、監督員の立会い、確認を受ける。</p> <p>3 住戸内取付け機器については、各編の定めにより取扱説明書等を住戸ごとに備える。</p>
1.5.3 機材の品質等	<p>1 使用する機材が設計図書に定める品質及び性能を有することを証明する資料を監督員へ提出する。ただし、次の(1)から(6)までのいずれかによる場合は、この限りではない。</p>

1.5.4 機材の試験	<p>(1) 「JISによる」又は「JASによる」と指定された機材で、規格を証明するマーク表示の確認ができるもの。ただし、JISの自己適合宣言品は除く。</p> <p>(2) 建築基準法その他の認定品等と指定された機材で、品質、性能を証明する資料又はマーク等の確認ができるもの。</p> <p>(3) 「機材及び工法の品質判定基準」に規定された機材で、当該規格・基準に適合することが第三者機関の試験成績書等により確認できる場合。ただし、試験機関について別に定められている場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 「機材の品質・性能基準」又は「機材の品質判定基準」に規定された機材で、あらかじめ機構に登録された品質性能評価機関が登録の範囲内で評価を行ったものについて、評価を受けたことを証明する評価書を監督員へ提出する場合。なお、評価書については発行日から5年の有効期限を過ぎないこと。ただし監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 規格等が指定された機材で、当該規格への適合性を、第三者機関の認証等により確認できる場合。</p> <p>(6) 特記された機材。</p> <p>2 設計図書に規定された規格等が改正された場合は、総則編1.1.5（疑義に対する協議等）による。</p> <p>3 特記による品質、性能の確認方法がある場合はそれによる。</p> <p>4 軽易なもので監督員が認めた場合は、規格証明書等の提出及び試験を省略することができる。</p> <p>5 機材を選定する際、次の事項について配慮する。</p> <p>(1) 維持が容易であり、部品交換等への対応が整備されており、交換が容易に行えるものであること。</p> <p>(2) 施工が容易であり、施工の確実性が確保できるようマニュアル等が整備されていること。</p>
1.5.5 見本品等の提出	<p>1 機材の品質等を確認する試験を実施するに先立ち、試験計画書を作成し、監督員へ提出する。</p> <p>2 試験の供試体は、原則として、監督員の立会いのもとで採取する。</p> <p>3 試験は、第三者機関の試験所、その他これと同等として監督員の承諾を得た試験所で行う。ただし、工事現場又は製作工場等で行うことが適当な場合は、原則として、監督員の立会いのもとで試験を行う。</p> <p>4 各編に試験の実施を規定している場合には、その規定による他、1から3による。</p> <p>5 設計図書等に定められた試験の試験成績書及び監督員が指示する規格証明書等は、監督員へ提出する。</p> <p>施工に必要な各種の材料見本品又は仕上がり見本品は、当該工事の施工に先立って提出し、色、柄、材質、形状、仕上げの程度及び色合い等について監督員と協議する。</p>
1.5.6 現場搬入機材の確認	<p>機材の現場搬入に当たり、その機材が設計図書に適合していることを規格証明書、納品書又は品質を証明するマーク等で確認する。なお、設計図書に定めのある場合は、その証明書等を提示して監督員の確認を受ける。</p>
1.5.7 機材の保管等	<p>1 搬入した機材は、工事に使用するまでに変質がないように、その特性に応じ適切に保管する。特に火気に注意しなければならないものについては、周囲の状況に応じて位置、構造等を定め、関係法令に従い保管倉庫を設置する。</p> <p>2 搬入した機材が、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員に指示されたものは、直ちに工事現場外に搬出する。</p>
6節 施工	
1.6.1 施工	<p>工事の施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行う。</p>

1.6.2 技能士	<p>技能士は、次により、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。</p> <p>(1) 「職業能力開発促進法」（昭和44年法律第64号）による1級技能士又は単一等級の資格を有する者とし資格を証明する資料を監督員へ提出する。</p> <p>(2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行う。</p>
1.6.3 技能資格者	<p>技能資格者は、設計図書に定められた資格を有する者又はこれらと同等以上の能力のある者とし、当該資格を証明する資料を監督員へ提出する。</p>
1.6.4 環境対策	<p>工法又は建設機械の使用にあたっては、「グリーン購入法」による特定調達品目の使用を積極的に推進する。</p>
1.6.5 騒音・振動対策	<p>施工にあたっては、できる限り騒音、振動、粉塵の低減に努めることとする。なお低騒音、低振動型の建設機械及び工具の使用については、特記による。</p>
1.6.6 コンクリート躯体の穴あけ等	<p>コンクリート壁等への穴あけは、鉄筋、電線及び配管等に損傷を与えないようにする。</p>
1.6.7 隠ぺい部の施工	<p>別契約の工事で行う設備配管等の隠ぺいとなる部分を施工する場合は、別契約の検査等が完了するまで当該部分を施工してはならない。</p>
1.6.8 工法等の提案	<p>設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合、監督員と協議する。</p> <p>1 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案</p> <p>2 環境の保全に有効な工法等の提案</p> <p>3 生産性向上に有効な工法等の提案</p>
1.6.9 施工の確認等	<p>1 施工の確認は、設計図書に定められている事項、監督員の指定した工程に達した場合及び各編による。ただし、これによることが困難な場合は、監督員と協議のうえ、指示を受ける。</p> <p>2 見本施工の実施が特記された場合及び監督員の指示のある場合は、仕上がり程度等の判断のできる見本施工を行い、監督員の承諾を受ける。</p>
1.6.10 施工の確認に伴う試験	<p>施工の確認に伴い必要となる試験は、総則編1.5.4（機材の試験）に準じて行う。</p>
1.6.11 施工の立会い等	<p>1 設計図書に定められた場合及び監督員が特に指示する場合の施工は、監督員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。</p> <p>2 監督員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。</p>
7節 工事検査	
1.7.1 工事検査	<p>1 契約書に規定する工事完成の通知は、次の(1)から(3)までに示す要件をすべて満たした場合に、監督員へ提出する。</p> <p>(1) 設計図書に示す、すべての工事が完了していること。</p> <p>(2) 監督員の指示した事項がすべて完了していること。</p> <p>(3) 設計図書に規定された工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。</p> <p>2 契約書に規定する部分払いを請求する場合は、当該請求部分に係る工事について、1の(1)から(3)までの要件を満たすものとする。</p> <p>3 契約書に規定する指定部分に係る工事完成の通知を監督員へ提出する場合は、指定部分に係る工事について、1の(1)から(3)までの要件を満たすものとする。</p> <p>4 1から3までの通知又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受けるものとする。なお、工事検査に先立ち、必ず社内検査を行うこと。</p> <p>5 工事検査の実施においては、必要な資機材及び労務等を提供する。</p>

総則編 <保全工事共通仕様書抜粋>

1章 一般共通事項	
8節 記録	
1.8.1 工事写真	資料編「保全工事写真撮影要領」に基づき工事写真を撮影し、内容等必要事項を記入のうえ、監督員へ提出する。
1.8.2 工事の進捗	監督員の指示がある場合は、工事の進捗に関する資料を作成し、監督員へ提出する。
1.8.3 工事報告	材料の搬入、搬出等について監督員の指示がある場合は、必要な書類を作成し、監督員へ提出する。
1.8.4 材料業者一覧表	工事完成後、各工事種別ごとに材料業者一覧表及び使用材料報告書を監督員へ提出する。
1.8.5 完成図等	工事完成後、完成図等の特記により作成し、監督員へ提出する。なお、完成図等の範囲は特記による。

建築編 <保全工事共通仕様書抜粋>

1章 一般共通事項	
1節 一般事項	
1.1.1 適用範囲	本編は、建築に係る保全工事に適用する。
2章 防水修繕工事	
1節 一般事項	
2.1.1 適用範囲	本章は、防水層等の修繕工事に適用する。
2.1.2 一般事項	<p>1 本章に使用する機材の品質等は、特記によるほか、総則編1.5.3(機材の品質等)による。</p> <p>2 材料は、使用予定数量、搬入数量及び使用済み数量を参照確認する。</p> <p>3 屋根外断熱露出防水等の修繕区分と適用仕様は、2.1.1表による。</p> <p>4 屋根防水修繕工事の標準納りは、2.1.1図による。</p> <p>5 脱気絶縁複合防水の修繕区分と適用仕様は、2.1.2表による。</p> <p>6 塗膜防水等の修繕区分と適用仕様は2.1.3表による。</p> <p>7 勾配屋根改修の修繕区分と適用仕様は2.1.4表による。</p> <p>8 防水工事は、気象条件及び作業環境等について、製造所の仕様又は施工マニュアルにより十分に留意して施工する。なお、悪天候(降雨、降雪、強風)又はそれらが予想される場合及び施工面(既設防水層を含む。)が未乾燥の場合は施工してはならない。</p> <p>9 防水層施工後、保護層を施工するまでの間は、機材等によって防水層を損傷しないように注意する。</p> <p>10 新規防水を施工するまでに漏水のおそれある場合は仮防水を施工する。なお仮防水材の品質等は、製造所の仕様による。施工範囲は、監督員の指示による。</p> <p>11 原則として、防水修繕の各工程及び施工完了後、施工状況について監督員の立会い、確認を受ける。</p> <p>12 防水の改修方式は、次による。 かぶせ方式：既存防水層を残して、新規防水層をかぶせる方式 撤去方式：既存防水層を撤去し、新規防水層にやりかえる方式</p> <p>13 本項に記載する「歩行・軽歩行・非歩行」の定義は、次のとおりとする。 歩行：不特定多数の人の歩行の用途に供し、利用の制限を設けない屋上利用。 軽歩行：防水層を傷つけない履物で歩行し、建物管理者などの限定的な人の歩行に供し、歩行頻度が比較的に少ない屋上利用。 非歩行：防水層を傷つけない履物で歩行し、設備点検など歩行頻度が極めて少ない屋上利用。</p> <p>14 防水保証書の提出及び書式は、特記による。</p>

2.5.1 一般事項

2.5.2 脱気絶縁複合防水(歩行用ウレタンゴム系全面修繕1回目)

2.1.2表 脱気絶縁複合防水の修繕区分と適用仕様

修繕工法	現況	アスファルト防水のうえ断熱層、保護コンクリート	歩行用		適用仕様	
			歩行用ウレタンゴム系塗膜防水工法	歩行用ポリマーセメント系塗膜防水工法		
歩行用	歩行ウレタンゴム系塗膜防水工法(全面修繕1回目)	かぶせ方式	○	○	2.5.1	
			○	○	2.5.2	
	撤去方式	-	○(注)	○(注)	2.5.3	
		○	○	○	2.5.1	
	歩行用ポリマーセメント系塗膜防水工法(全面修繕1回目)	かぶせ方式	○	○	○	2.5.5
			-	○(注)	○(注)	2.5.6
撤去方式	-	-	-	2.5.1		
	-	-	-	2.5.8		
非歩行用	非歩行用改質アスファルト防水工法(全面修繕1回目)	かぶせ方式	○	-	2.6.1	
			-	-	2.6.2	
撤去方式	-	-	-	2.6.1		
	-	-	-	2.6.3		
部分修繕	歩行用ウレタンゴム系塗膜防水工法(部分修繕)	かぶせ方式	-	○	2.5.1	
			-	○(注)	2.5.4	
	撤去方式	-	-	○	2.5.1	
		-	-	○(注)	2.5.7	

(注) 撤去は保護コンクリート上部の防水層とし、保護コンクリートは存置する。

5節 脱気絶縁複合防水工事(歩行用・軽歩行用)

1 適用範囲

本節は開放使用している建物の屋上で防水層保護コンクリートを施した防水の修繕工事に適用する。

2 防水工法種別

(1) 当該修繕の防水工法は、2.1.2表による次の工法とし、その適用は特記による。

- イ 歩行用ウレタンゴム系塗膜防水工法(全面修繕1回目)
- ロ 歩行用ウレタンゴム系塗膜防水工法(全面修繕2回目以降)
- ハ 歩行用ウレタンゴム系塗膜防水工法(部分修繕)
- ニ 歩行用ポリマーセメント系塗膜防水工法(全面修繕1回目)
- ホ 歩行用ポリマーセメント系塗膜防水工法(全面修繕2回目以降)
- ヘ 歩行用ポリマーセメント系塗膜防水工法(部分修繕)
- ト 軽歩行用加硫ゴム系ルーフングシート防水工法(全面改修1回目)

(2) 部分補修は、既存防水層と同材を仕様する。

1 適用範囲

本項は、既存防水層保護コンクリートを施した防水を歩行用ウレタンゴム系塗膜防水工法により全面修繕する工事に適用する。

2 下地処理

既存防水層保護コンクリート仕上げ等(以下、「保護コンクリート等」という。)の下地補修は、次による。なお、施工範囲は、特記によるほか、監督員の指示による。

- イ 保護コンクリート等の脆弱部分は撤去し、欠損部をメンテモルタル等で補修する。なお、撤去に際しては、既存防水層に損傷を与えないようにする
- ロ 保護コンクリート等のひび割れ及び不陸等は、メンテモルタル又はメンテペースト等を用いて補修する。
- ハ パラペット等のモルタルの浮き部分は、エポキシ樹脂注入を行うものとし、工法は3.2.3(エポキシ樹脂注入工法及び注入口付きアンカーピン併用エポキシ樹脂注入工法)による
- ニ ルーフドレン廻りのモルタル等は、はつり取り、下皿を露出した上にメンテモルタルを用いて補修する。
- ホ 保護コンクリート等の表面に付着している塵埃及び油類等は、デッキブラシ等を用いて除去する。
- ヘ フェンス支柱等の根元は、塗料及び錆をワイヤーブラシ等を用いて除去し、ポリウレタン系シーリング材で処理する
- ト 伸縮目地部分は、目地材を撤去清掃後、ポリエチレン等のバックアップ材のうえポリウレタン系シーリング材を充填する。

3 材料

材料は、「機材及び工法の品質判定基準」によるほか、次による。

- イ 通気緩衝シートを下地に接着するために用いる接着剤は、製造所の仕様とし、既存モルタル又は保護コンクリート等に良好に接着する製品とする。
- ロ プライマーは、製造所の仕様とし、防水層と下地とのなじみを良くし、ピンホールのないようにすると同時に、接着力を適度に保たせる製品とする。
- ハ 通気緩衝シートは、製造所の仕様とし、塗膜防水材となじみ良く一体化し、下地挙動に対する追従効果や通気効果を有し、かつ寸法安定性に優れた製品とする。
- ニ 塗膜防水材は、JISA6021(建築用塗膜防水材)によるウレタンゴム系高伸長形に適合する製品とし、プライマー、塗膜防水材及び仕上塗料は厚生労働省の「室内空気汚染に係るガイドライン」に室内濃度指針値が定められた化学物質を使用しないもの(以下「環境配慮型」という。)とする。
- ホ 眉間プライマーは、製造所の仕様とし、塗膜防水材と無機質系防水保護塗料との接着を良好にする製品とする。
- ヘ 無機質系防水保護塗料は、製造所の仕様とし、塗膜防水材を大気中の紫外線、オゾン等から保護するとともに、外部の衝撃から塗膜防水層を保護する硬質の仕上材とする。
- ト 補強布は、製造所の仕様とし、塗膜防水材となじみ良く一体化して補強効果を有し、寸法安定性に優れた製品とする。
- チ シーリング材は、JISA5758(建築用シーリング材)によるものとし、特記なき限り、2成分形ポリウレタン系シーリング材とする。
- リ 脱気装置は、製造所の仕様とし、素材は、腐食のない強固なものとする。
- ヌ 改修用ドレンは、製造所の仕様による。

4 工法

工法は、「機材及び工法の品質判定基準」によるほか、次による。

イ 工程

- ① 脱気絶縁部(平場部)の工程は、2.5.1表による。各工程の養生時間は製造所の仕様による。

2.5.1表 脱気絶縁部(平場部)の工程

工程	材料	使用量/m ²	工法
1	接着剤 プライマー(注)1	0.2kg以上 0.15kg以上	くしごて、はけ塗り又はクシ目バケ はけ塗り又はローラー塗り
2	通気緩衝シート(注)1、2、3	-	張付け
3	ウレタンゴム系塗膜防水材(注)4	1.5kg	くしごて、金ごて又ははけ塗り
4	ウレタンゴム系塗膜防水材(注)4	1.5kg	くしごて、金ごて又ははけ塗り
5	層間プライマー	0.1kg以上	こて塗り、はけ塗り又はローラー塗り
6	無機質系防水保護塗料	1.0kg以上	こて塗り、はけ塗り又はローラー塗り

- (注) 1 工程1のプライマーは、工程2に自己接着型の通気緩衝シートを使用する場合に用いる。
- 2 工程2の通気緩衝シートは、ポリマー改質アスファルトシート又はゴムシートとし、合成繊維不織布を使用する場合は、ウレタンゴム系塗膜防水材の塗布量を4.5kg以上とし、塗膜防水材の塗布工程を3工程に分けて塗布する。
- 3 工程2の通気緩衝シートは、脱気機能を有するものとする。
- 4 工程3、4のウレタンゴム系塗膜防水材の使用量は、硬化物密度が1.0Mg/m³である材料の場合を示しており、硬化物密度がこれ以上の場合には、所定の塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
- 5 工程6の無機質系防水保護塗料は、性状により工程を増やすことができる。

- ② 庇、架台天端及び立上り部等の工程は、2.5.2表による。各工程の養生時間は製造所の仕様による。

2.5.2表 庇、架台天端及び立上り部等の工程

工程	材料	使用量/m ²	工法
1	プライマー	0.2kg以上	はけ塗り又はローラー塗り
2	ウレタンゴム系塗膜防水材(立上り用)(注)1	0.5kg	こて、ゴムベラ又ははけ塗り
3	補強布	1.1m	
4	ウレタンゴム系塗膜防水材(立上り用)(注)1	1.0kg	こて、ゴムベラ又ははけ塗り
5	ウレタンゴム系塗膜防水材(立上り用)(注)1	1.0kg	こて、ゴムベラ又ははけ塗り
6	層間プライマー	0.1kg以上	はけ塗り又はローラー塗り
7	無機質系防水保護塗料(注)2	1.0kg以上	はけ塗り又はローラー塗り

- (注) 1 工程2、4、5のウレタンゴム系塗膜防水材の使用量は、硬化物密度が1.0Mg/m³である材料の場合を示しており、硬化物密度がこれ以上の場合には、所定の塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
- 2 工程7の無機質系防水保護塗料は、性状により工程を増やすことができる。



宮城県住宅供給公社

設計年月日	保全課長	課長補佐(総括担当)	課長補佐	設計者
R05.09				

工事名称	都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事
図面名称	Scale 特記仕様書-5

全葉	図面 No.
19	A-05/18

ロ 施工

① 平場部分の施工

- a 接着剤又はプライマーを規定量均一に塗布する。
- b 接着剤又はプライマーを塗布して規定以上の養生時間を置いた後、通気緩衝シートを隙間なく張り込む。
- c 通気緩衝シートを張った後、シート全面を十分転圧し、接着させる。
- d 通気緩衝シートのジョイント部分は、テープ処理等を行う。
- e 主剤、硬化剤からなる塗膜防水材を規定の配合比で、十分混合、攪拌し、規定量を均一に塗布する。
- f 1層目の塗膜防水材を塗布して、規定以上の養生時間を置いて硬化を確認後、1層目の塗膜防水材同様、2層目の塗膜防水材を十分混合、攪拌し、規定量を均一に塗布する。
- g 2層目の塗膜防水材を塗布し、規定以上の養生時間を置いて硬化を確認後、層間プライマーを塗布し、無機質系防水保護塗料を規定量均一に2回以上に分け塗布する。養生時間は3時間から6時間程度とする（塗膜防水材を3層塗布する場合も、2層目同様に行う）。

② 立上り部等の施工

- a 立上り防水層の撤去は、特記による。
- b 立上り及び基礎等の密着工法（立上り仕様）を行う箇所は、すべて規定量のプライマーを均一に塗布する。
- c プライマーを塗布後、規定の養生時間を置いて主剤、硬化剤からなる塗膜防水材（立上り用）を規定の配合比で、十分混合、攪拌し、規定量均一に塗布する。
- d 塗膜防水材（立上り用）塗布後、直ちに、補強布を浮きのないように、下地に馴染ませながら張り込んでいく。メッシュのジョイント重ね幅は50mm以上とする。
- e 補強布張り後は、直ちに、メッシュの目をつぶすように塗膜防水材（立上り用）を規定量塗布する。
- f 1層目の塗膜防水材（立上り用）を塗布して、規定以上の養生時間を置いて硬化を確認後、1層目の塗膜防水材同様、2層目の塗膜防水材（立上り用）を規定の配合比で十分混合、攪拌し、規定量を均一に塗布する。
- g 2層目の塗膜防水材（立上り用）を塗布して、規定の養生時間を置いて硬化を確認後、層間プライマーを塗布し、無機質系防水保護塗料を2回以上に分け規定量を均一に塗布する。養生時間は、3時間から6時間程度とする。

③ 脱気装置

脱気装置（エア抜き）は伸縮目地の交差する位置を選び、原則として、70㎡から100㎡に1箇所程度とするが、現場状況に応じ監督員と協議する。また、設置位置は、原則として、水上とし、歩行に支障のない箇所とする。

1 適用範囲

本項は、既存歩行用ウレタンゴム系塗膜防水工法を全面修繕する工事に適用する。

2 防水工法種別

当該修繕の使用する防水工法は、ウレタンゴム系塗膜防水工法・密着仕様とする。ただし、既存防水層の劣化が著しく、当該工法に支障がある場合には既存防水層を撤去のうえ、2.5.2脱気絶縁複合防水（歩行用ウレタンゴム系全面修繕1回目）を適用する。

3 下地調査

- (1) 防水の施工に先立ち、既存塗膜の種類、劣化状態及びその下地の調査を行う。
- (2) 既存塗膜のふくれ状況をj確認する。
- (3) 既存塗膜の確認試験
各棟3箇所以上の付着試験を行い、付着強度が絶縁部は0.1N/mm²、密着部は0.5N/mm²以上であることを確認する。
- (4) 既存塗膜と改修用塗膜防水材プライマーの付着試験等
イ 既存塗膜と改修用塗膜防水材プライマーの付着試験は、JIS K 5600-5-6（塗料の一般試験方法-第5部：塗膜の機械的性質-第6節：付着性（クロスカット法））により、各棟3箇所以上行い、評価分類が0であることを確認する。
ロ プライマーは、既存塗膜との付着、防水性能及び剥離に支障がないことを製造所の試験データ等で確認する。
- (5) 既存塗膜等の付着強度が所定の強度を得られない場合は、監督員と協議する。

4 下地処理

- (1) 既存防水層部のひび割れは、1.0mm未満で周辺部が十分付着している場合、ポリウレタン系シーリング材等を充填し平滑に仕上げる。
- (2) 既存防水層の膨れ、浮き、はがれはカッター等で周辺の脆弱部も含め切除し、下地を十分に乾燥させ、段差にメンテモルタル又は塗膜防水材等を充填し平滑に仕上げる。
- (3) ほこり、油脂等を除去清掃後、十分に乾燥させる。また、既存防水層部の表面に起きたチョーキングは、ブラシ清掃し、除去する。
- (4) 既存シーリング材が劣化している場合は、すべて撤去し、新たにシーリング処理を行う。
- (5) 既存のルーフドレンは上皿、ストレーナーを清掃し、再設置する。再利用不可の場合は撤去し、改修用ドレンを設置する。
- (6) 既設脱気装置は清掃し、再設置とする。再利用不可の場合は撤去し、新設する。

5 ウレタンゴム系塗膜防水工法・密着仕様

(1) 材料

材料は、「機材及び工法の品質判定基準」によるほか、2.5.2（脱気絶縁複合防水（歩行用ウレタン系全面修繕1回目）の3口及びニからチによる。また、プライマーは製造所の仕様とし、既存塗膜防水材及び改修用塗膜防水材に対して付着性の良い製品とする。

(2) 工法

ウレタンゴム系塗膜防水工法・密着仕様の工程は、2.5.3表及び2.5.4表による。各工程の養生期間は製造所の仕様による。

2.5.3表 ウレタンゴム系塗膜防水工法・密着仕様の工程（平場）

工程	材料	使用量/m ²	工法
1	プライマー	0.2kg以上	はけ塗り又はローラー塗り
2	ウレタンゴム系塗膜防水材(注)1,2	0.3kg	こて、ゴムベラ又ははけ塗り
3	補強布	1.1m	
4	ウレタンゴム系塗膜防水材(注)1,2	1.5kg	こて、ゴムベラ又ははけ塗り
5	ウレタンゴム系塗膜防水材(注)1,2	1.2kg	こて、ゴムベラ又ははけ塗り
6	層間プライマー	0.1kg以上	はけ塗り又はローラー塗り
7	無機質系防水保護塗料(注)3	1.0kg以上	はけ塗り又はローラー塗り

- (注) 1 工程2,4,5のウレタンゴム系塗膜防水材の使用量は、硬化物密度が1.0Mg/m³である材料の場合を示しており、硬化物密度がこれ以上の場合には、所定の塗膜厚を確保するように使用料を換算する。
2 ウレタンゴム系塗膜防水材は工程を増やすことができる。
3 工程7の無機質系防水保護塗料は、性状により工程を増やすことができる。

2.5.4表 ウレタンゴム系塗膜防水工法・密着仕様の工程（庇、架台天端及び立上り部等）

工程	材料	使用量/m ²	工法
1	プライマー	0.2kg以上	はけ塗り又はローラー塗り
2	ウレタンゴム系塗膜防水材(立上り用)(注)1,2	0.3kg	こて、ゴムベラ又ははけ塗り
3	補強布	1.1m	
4	ウレタンゴム系塗膜防水材(立上り用)(注)1,2	0.9kg	こて、ゴムベラ又ははけ塗り
5	ウレタンゴム系塗膜防水材(立上り用)(注)1,2	0.8kg	こて、ゴムベラ又ははけ塗り
6	層間プライマー	0.1kg以上	はけ塗り又はローラー塗り
7	無機質系防水保護塗料(注)3	1.0kg以上	はけ塗り又はローラー塗り

- (注) 1 工程2,4,5のウレタンゴム系塗膜防水材の使用量は、硬化物密度が1.0Mg/m³である材料の場合を示しており、硬化物密度がこれ以上の場合には、所定の塗膜厚を確保するように使用料を換算する。
2 ウレタンゴム系塗膜防水材は工程を増やすことができる。
3 工程7の無機質系防水保護塗料は、性状により工程を増やすことができる。

(3) 施工

イ 平場及び立上り

- ① プライマーを規定量均一に塗布する
- ② プライマーを塗布後、既定の養生時間を置いて主剤、硬化剤からなる塗膜防水材を既定の配合比で、十分混合、攪拌し、規定量均一に塗布する。
- ③ 塗膜防水材塗布後、直ちに、補強布を浮きの無いうちに、下地に馴染ませながら張り込んでいく。補強布のジョイントの重ね幅は50mm以上とする。
- ④ 補強布貼り付け後は、直ちに補強布の目をつぶすように塗膜防水材を規定量塗布する。
- ⑤ 1層目の塗膜防水材を塗布して、規定以上の養生時間を置いて硬化を確認後、1層目の塗膜防水材同様、2層目の塗膜防水材を規定の配合比で十分混合、攪拌し、規定量を均一に塗布する。
- ⑥ 2層目の塗膜防水材を塗布して、規定の養生時間を置いて硬化を確認後、層間プライマーを塗布し、無機質系防水保護材を2回以上に分け規定量を均一に塗布する。

2.5.3
脱気絶縁複合防水
(歩行用ウレタン
ゴム系全面修繕
2回目以降)



宮城県住宅供給公社

設計年月日	保全課長	課長補佐 (総括担当)	課長補佐	設計者	工事名称	全葉	図面 No
R05.09					都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事	19	A-06/18
					図面名称	Scale	
					特記仕様書-6		

2.13.1
適用範囲

2.13.2
材 料

13節 シーリング工事

本節は、不定形弾性シーリング材（以下「シーリング材」という。）を用い、部材の接合部、目地の充填、ガラスの留付け等のシーリング工事に適用する。

- 1 シーリング材は、JIS A5758（建築用シーリング材）によるものとする。
- 2 シーリング材の種類及び施工箇所は、特記なき限り、2.13.1表による。

2.13.1表 シーリング材の種類及び施工箇所

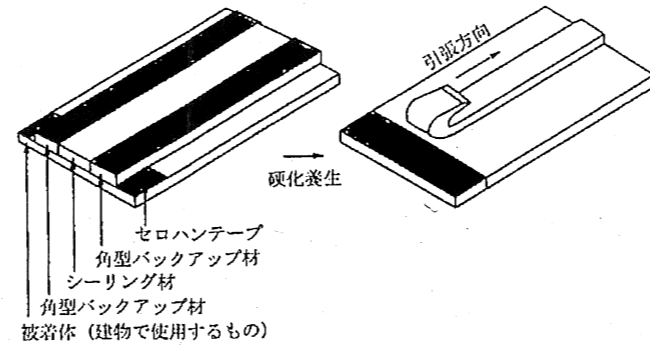
施 工 箇 所	シーリング材の種類		記 号	
	仕 上 げ	主成分による区分		
外 壁 コン クリ ート	打継目地	仕上げなし 塗装仕上げ	2成分形ポリサルファイド系 2成分形ポリウレタン系	PS-2 PU-2
	縦目地	仕上げなし 塗装仕上げ	2成分形ポリサルファイド系 2成分形ポリウレタン系	PS-2 PU-2
誘発目地	仕上げなし 塗装仕上げ	2成分形ポリサルファイド系 2成分形ポリウレタン系	PS-2 PU-2	
	耐震目地	仕上げなし 塗装仕上げ	2成分形ポリサルファイド系 2成分形ポリウレタン系	PS-2 PU-2
タイル目地	仕上げなし 塗装仕上げ	2成分形ポリサルファイド系 2成分形ポリウレタン系	PS-2 PU-2	
	ALC	仕上げなし 塗装仕上げ	2成分形変成シリコン系 2成分形ポリウレタン系	MS-2 PU-2
押出成形 セメント板	仕上げなし 塗装仕上げ	2成分形変成シリコン系 2成分形ポリウレタン系	MS-2 PU-2	
	外部建具廻り	仕上げなし (注)1 塗装仕上げ	2成分形変成シリコン系 2成分形ポリウレタン系	MS-2 PU-2
避難ハッチ廻り	仕上げなし 塗装仕上げ	2成分形ポリサルファイド系 2成分形ポリウレタン系	PS-2 PU-2	
	バルコニー等 手すり支柱脚廻り	仕上げなし 塗装仕上げ	2成分形変成シリコン系又は 2成分形ポリサルファイド系 2成分形ポリウレタン系	MS-2又は PS-2 PU-2
外壁を貫通する 配管廻り	仕上げなし 塗装仕上げ	2成分形変成シリコン系 2成分形ポリウレタン系	MS-2 PU-2	
	設備機器用スリ ーブ	仕上げなし 塗装仕上げ	2成分形変成シリコン系 2成分形ポリウレタン系	MS-2 PU-2
浴室建具廻り 浴室人研ぎ廻り キッチンキャビネット廻り 洗面化粧台廻り		1成分形シリコン系高モジュラス形	SR-1	
ガラス廻り		1成分形シリコン系高モジュラス形	SR-1	

- (注) 1 建具の水切り上端、方立等を示す。
2 バルコニー床防水及びバルコニー天井塗装を示す。

- 3 2成分形シーリング材の基材及び硬化剤は、製造所の指定する配合とする。
- 4 補助材料
 - (1) プライマーは、製造所の仕様とし、被着体（塗装してある場合は塗料。）に適したものとす。
 - (2) バックアップ材は、合成樹脂又は合成ゴム製でシーリング材に変色等の悪影響を及ぼさず、かつ、シーリング材と接着しないものとし、使用箇所に適した形状で、裏面に接着剤の付いているものは目地幅より1mm程度小さいもの、接着剤のついていないものは目地幅より2mm程度大きいものとする。
 - (3) ボンドブレイカーは紙、布、プラスチックフィルム等の粘着テープでシーリング材と接着しないものとする。
- 5 金属とガラス及びガラスとガラスとの間のシーリング材として、変成シリコン系を使用してはならない。
- 6 石材と石材との間及び石材と他の材料との間のシーリング材として、シリコン系を使用してはならない。
- 7 浴室建具廻り、浴室人研ぎ廻り、キッチンキャビネット及び洗面化粧台廻りに充填する1成分形シリコン系高モジュラス形シーリング材は、防カビ性能を有するものとする。

2.13.3
シーリング材
の試験

- 1 外部に面するシーリング材は、原則として、施工に先立ち接着性試験を行い、成績書等を監督員へ提出する。ただし、同じ材料の組み合わせで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。
- 2 接着性試験は、次の方法により、特記なき限り、簡易接着性試験とする。
 - (1) 簡易接着性試験
 - イ 被着体は、実際の部材又は使用する材料と同様に製作されたものとする。
 - ロ 2.13.1図により、セロハンテープを張り、プライマーを塗布する。
 - ハ 角形バックアップ材を取付け、セロハンテープ面とプライマー塗布面にシーリング材をシールし、シーリング材が弾性を発現するまで硬化させる。
 - ニ 硬化後、2.13.1図のように、シーリング材を180°回転させ、手で引っ張る。
 - ホ シーリング材が凝集破壊した場合に、合格とする。



2.13.1 図簡易接着性試験

- (2) 引張接着性試験
JIS A1439（建築用シーリング材の試験方法）による引張接着性試験とし、被着体は、使用する材料と同様に制作されたものとする。

2.13.4
材料の保管等

- 1 材料は、高温及び多湿の場所を避け、直射日光や雨の当たらない場所に密封して置く
- 2 プライマー及び洗浄用材料の取扱いに当たっては、十分火気に注意する。

2.13.5
目地の寸法

シーリング材の目地寸法は、特記による。特記なき限り、2.13.2表とする。

2.13.2表 シーリング材の施工箇所及び標準寸法

施 工 箇 所	標準寸法 (幅×深さ)
外 壁 コン クリ ート	
打継目地	25×10mm
縦目地	20×10mm
ひび割れ誘発目地	
耐震目地	
タイル目地	
外部建具廻り	
避難ハッチ廻り	10mm角
バルコニー等手すり支柱脚廻り	
外壁貫通する 配管廻り	
設備機器用スリ ーブ廻り (スリーブ新設)	20×10mm
浴室建具廻り キッチンキャビネット廻り 洗面化粧台廻り	10mm角

2.13.6
施 工

- 1 一般事項
 - (1) 降雨、多湿等により結露のおそれがある場合は、作業を中止する。
 - (2) プライマーの塗布及び充填時に被着体が、5℃以下又は50℃以上になるおそれがある場合は、作業を中止する。やむを得ず作業を行う場合は、仮囲い、シート覆い等による保温又は断熱を行う等の必要な措置をとり、監督員の承諾を受けて、作業を行うことができる。
 - (3) 充填は、原則として、吹付け等の仕上げ前に行う。仕上げ後に充填する場合には、目地周囲を養生し、はみださないように行う。

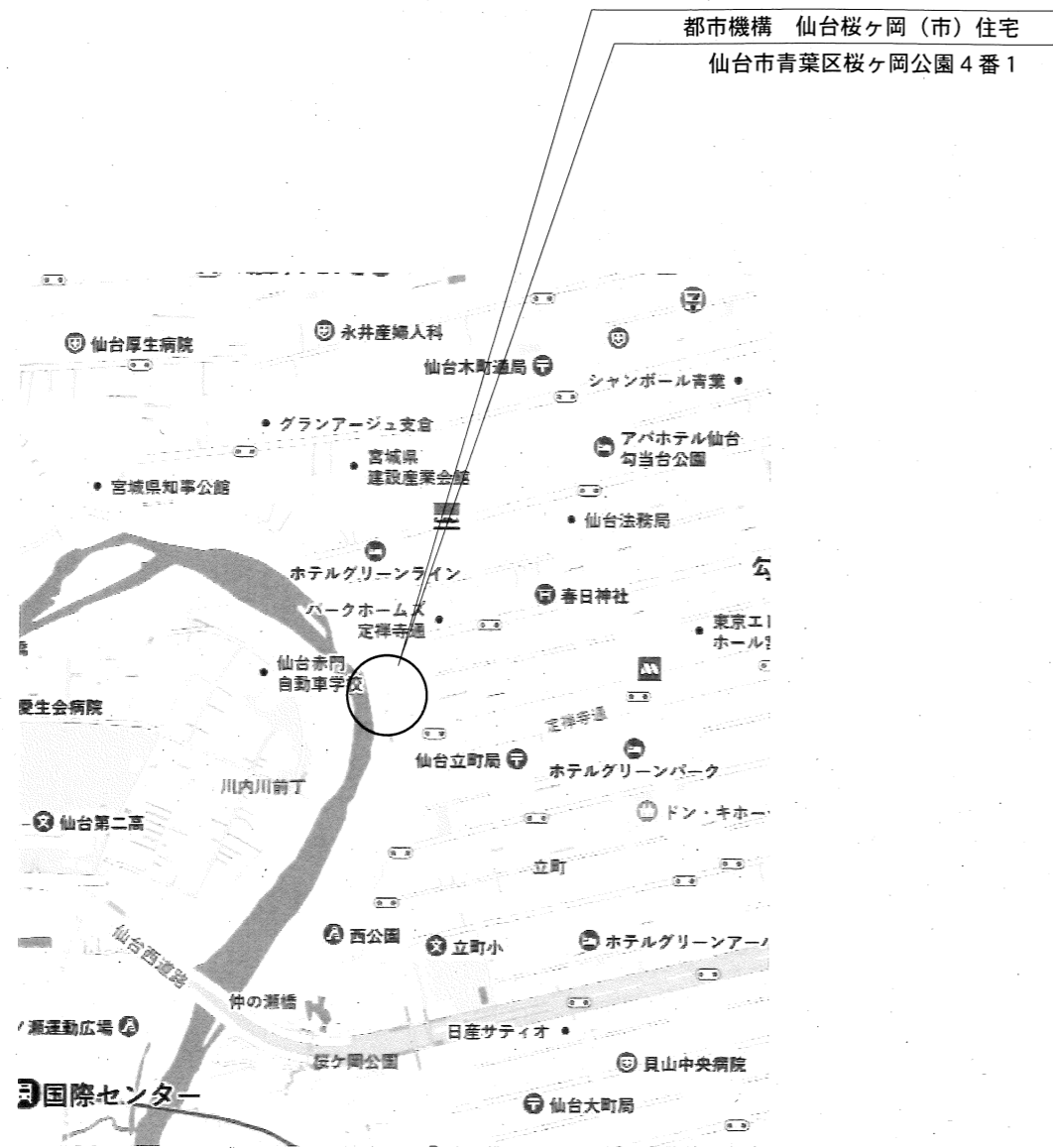
- 2 下地処理
 - (1) 目地等の形状は、凹凸、広狭等のないものとする。
 - (2) 下地が十分に乾燥したのち、油分、塵あい、モルタル、塗装等の付着物や金属部の錆を除去して、清掃する。
 - (3) 目地深さがシーリング材の寸法より深い場合は、バックアップ材を用いて、所要の深さが得られるようにする。
 - (4) 目地深さが所要の寸法の場合は、目地底にボンドブレイカーを用いて、二面接着とする。ただし、動きの小さい打継目地及び誘発目地並びに建具枠廻り等の場合は、三面接着とする。

- 3 プライマー塗り
プライマーは、下地処理後、被着体に適したものを塗り残しのないように均一に塗布する。

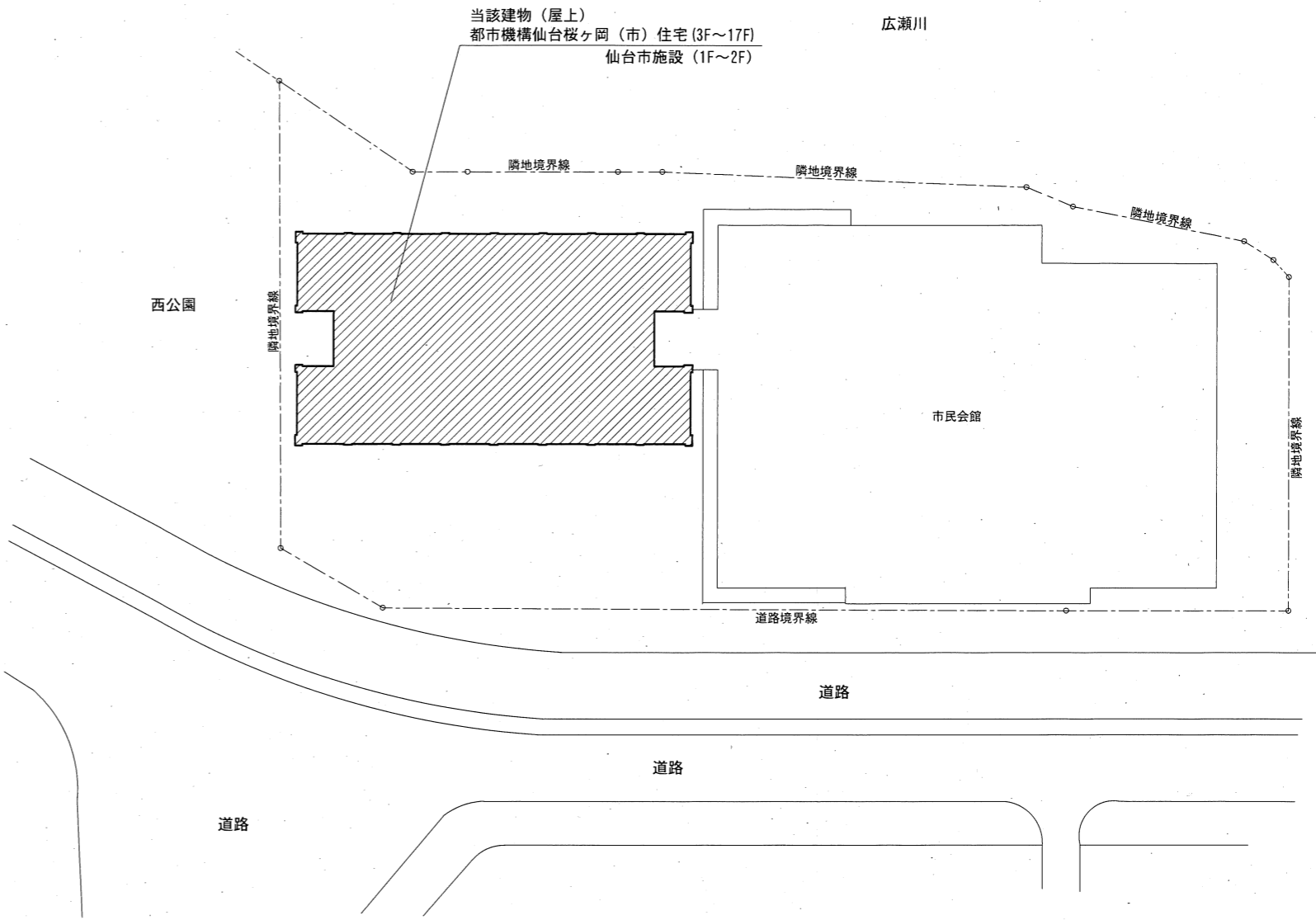
- 4 充 填
 - (1) 充填は、プライマー塗布後、製造所の指定する時間内に行う。
 - (2) プライマー塗布後、ごみ、ほこり等が付着した場合又は当日充填ができない場合は、再清掃し、プライマーを再塗布する。
 - (3) 2成分形シーリング材は、製造所の指定する配合により、可使時間に見合った量を練り混ぜて使用する。また、練り混ぜたシーリング材は、1組の作業班が1日に行った施工箇所を1ロットとしてロットごとにサンプリングを行い、サンプリング試料を整理して監督員へ提出する。
 - (4) 充填用のガンのノズルは、目地幅に適したものを使用し、隅々まで行きわたるように加圧しながら充填する。
 - (5) 充填後は、ヘラで抑え、下地と密着させて表面を平滑に仕上げる。
 - (6) 目地には、必要に応じて、養生テープを張り、ヘラ押さえ後、直ちに引き除く。
 - (7) 目地への打始めは、原則として、目地の交差部又は端部から行い、隙間、打残し、気泡が入らないよう目地の隅々まで充填する。なお、打継ぎ箇所は、目地の交差部及び角部を避けて、そぎ継ぎとする。
 - (8) 充填箇所以外の部分に付着したシーリング材は、直ちに引き除く。ただし、シリコン系シーリング材は硬化後に引き除く。

- 5 養 生
じんあいの付着、汚損等のおそれのある場合は、必要に応じて、養生を行う。


- 6 シーリングの施工後の確認
 - (1) 目地に対して正しく充填されていることを目視で確認する。
 - (2) シーリング材の硬化及び接着状態を指触等で確認する。
 - (3) (1)及び(2)の結果、不具合があった場合は、監督員と協議する。



案内図



配置図

 宮城県住宅供給公社	設計年月日	保全課長	課長補佐 (総括担当)	課長補佐	設計者	工事名称	全葉	図面 No
	R05.09					都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事	19	A-08/18
						図面名称	Scale	
						案内図・配置図	-	

○工事概要

施工場所 仙台市青葉区桜ヶ岡公園 4 番 1
 建物概要 SRC造17階建 2DK 240戸
 建設年度 昭和49年度

工事内容 本工事は都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅の屋上防水(塔屋含む)改修する工事である。
 ・脱気絶縁複合防水工事(歩行用ウレタンゴム系全面修繕1回目)とする
 (1) 既存防水層保護コンクリート仕上げ等の下地調査
 (2) 既存防水層保護コンクリート仕上げ等の下地処理
 (3) 脱気絶縁複合防水工事(歩行用ウレタンゴム系全面修繕1回目)新設

下地処理及び新規工事概要

- ・下地全面高圧洗浄実施
- ・部分修繕箇所(ウレタンゴム系塗膜防水)の膨れ、浮き、はがれはカッター等で周辺の脆弱部も含め切除し、下地を十分に乾燥させ、段差に塗膜防水材等を充填し、平滑に仕上げる。
- ・既存防水層保護コンクリート仕上げ等(以下、「保護コンクリート等」という。)の脆弱部分は撤去し、欠損部、ひび割れ及び不陸等はメンテモルタル等で補修する。
- ・壁面等取合いはポリウレタン系シーリング施工。
- ・既存シーリング材は、すべて撤去し、新たにシーリング処理を行う。
- ・伸縮目地部分は、目地材を撤去清掃後、ポリエチレン等のバックアップ材の上、ポリウレタン系シーリング材を充填する。
- ・既設ドレンキャップ錆落とし後、再設置。
- ・既設物干し一時撤去、防水改修に後再設置
- ・出入口段差部分は、防水改修後にノンスリップ金物新設

下地補修表

下地補修内容	数量	工法
防水層膨れ・浮き補修	10.0㎡	カッター切除し、塗膜防水材充填
保護コンクリート等の脆弱部撤去及び補修	20.0㎡	ポリマーセメントモルタル充填
モルタル浮き補修	10.0㎡	エポキシ樹脂注入工法
ひび割れ補修	30.0㎡	Uカット 可とう性エポキシ樹脂充填

※ 上記数量は見込み数量とする。

○仕上表

部 位	現仕様	改修仕様	備 考
屋上屋根	アスファルト防水保護コンクリート仕上	歩行用ウレタンゴム系塗膜防水・脱気絶縁工法	ウレタン系塗膜防水密着工法にて部分修繕箇所あり
屋上パラペット立上	防水モルタル金鍍仕上	歩行用ウレタンゴム系塗膜防水・密着工法	ウレタン系塗膜防水密着工法にて部分修繕箇所あり
屋上パラペット天端	塗装仕上	歩行用ウレタンゴム系塗膜防水・密着工法	施工幅は、100mmとする。
塔屋屋根	アスファルト防水保護コンクリート仕上	歩行用ウレタンゴム系塗膜防水・脱気絶縁工法	
塔屋パラペット立上	防水モルタル金鍍仕上げ	歩行用ウレタンゴム系塗膜防水・密着工法	
塔屋パラペット天端	モザイクタイル25mm角仕上	歩行用ウレタンゴム系塗膜防水・密着工法	
設備基礎等(手摺基礎)	防水モルタル金鍍仕上げ	歩行用ウレタンゴム系塗膜防水・密着工法	ウレタン系塗膜防水密着工法にて部分修繕箇所あり

※ 脱気筒は、新設とする。



宮城県住宅供給公社

設計年月日

R05.09

保全課長

課長補佐
(総括担当)

課長補佐

設計者

工事名称

都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅上防水改修工事

図面名称

工事概要・仕上表

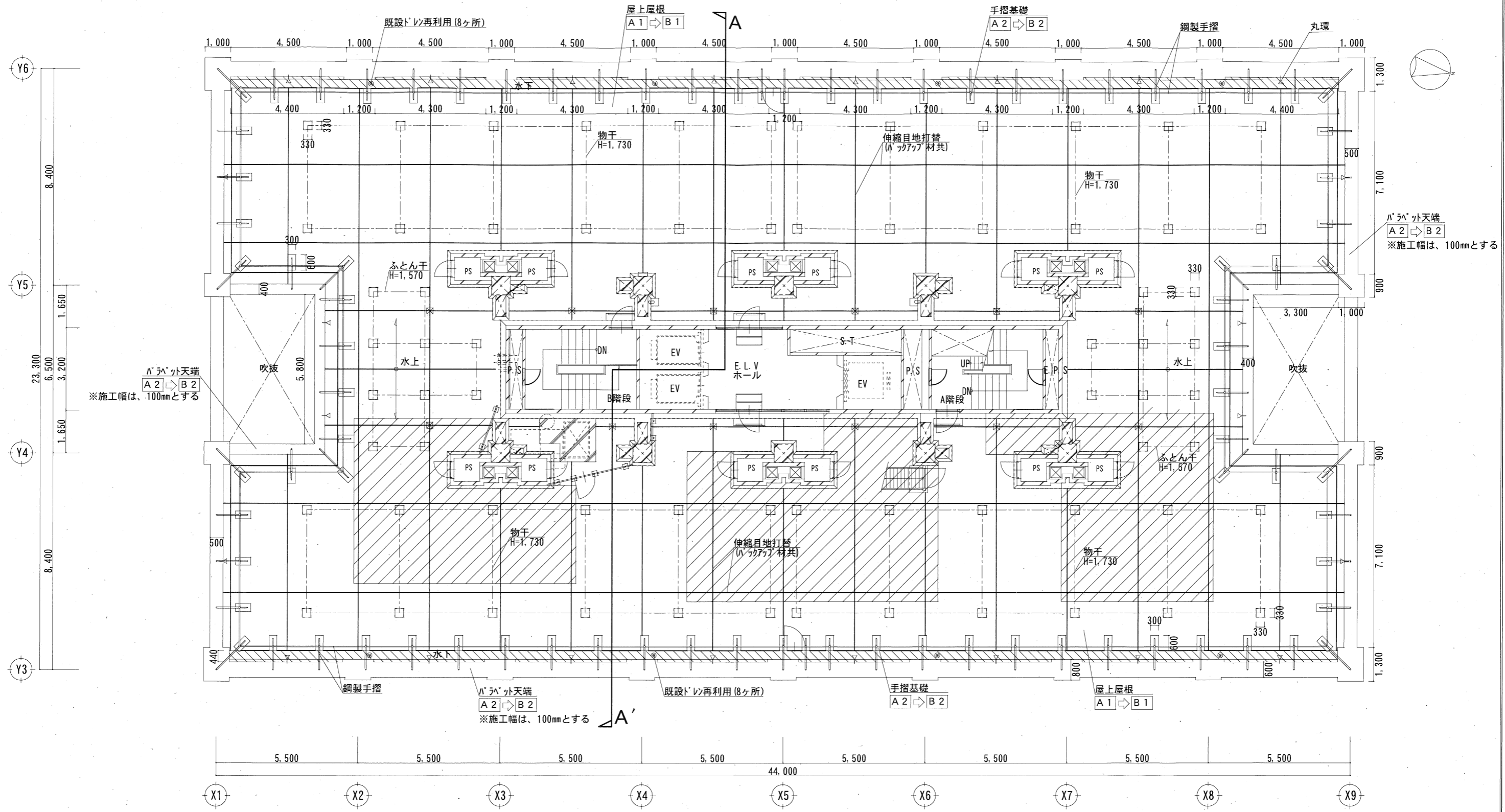
Scale

全葉

19

図面 No

A-09/18



屋上・搭屋1階平面図 S=1/150

仕上凡例

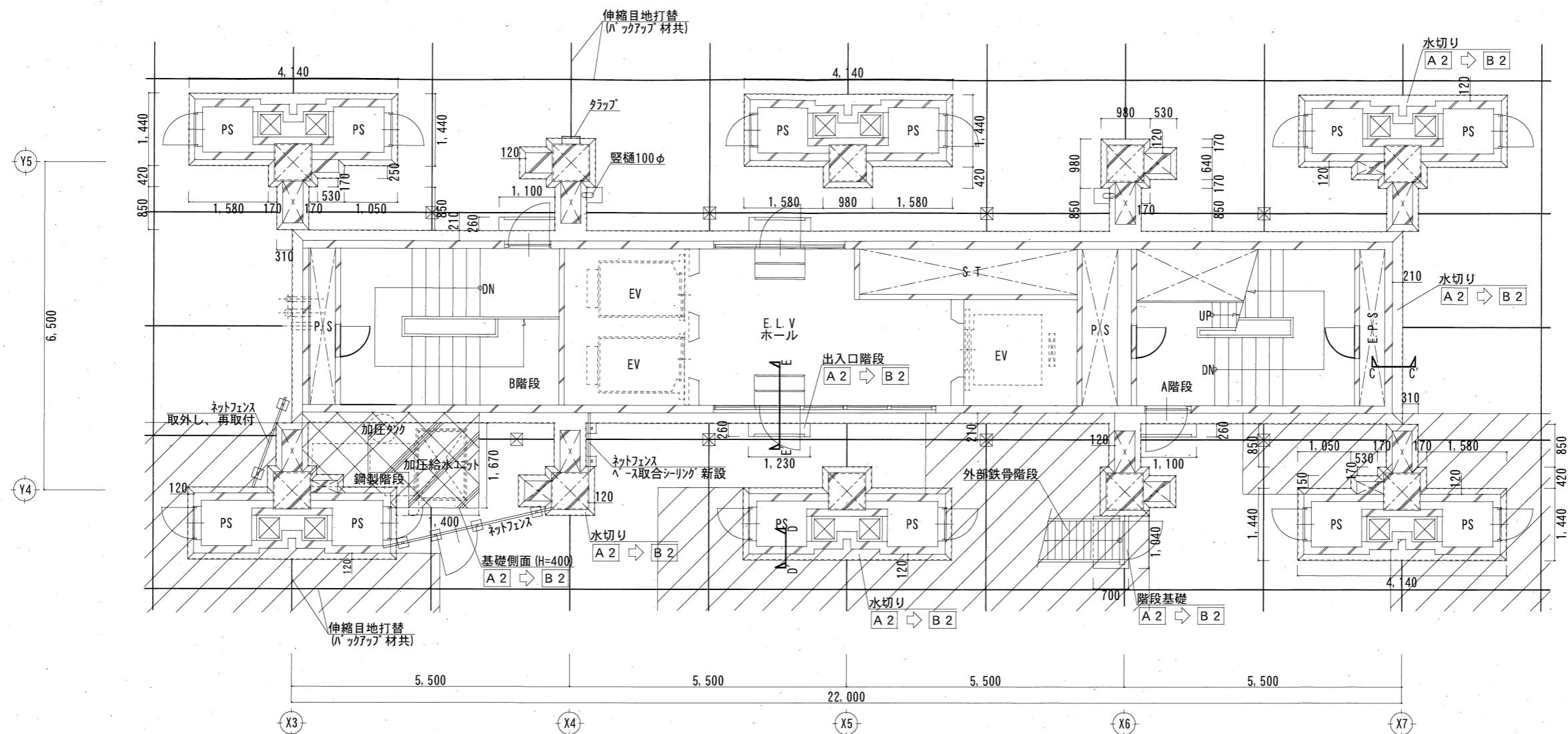
改修前		
A 1 平場部	A 2 架台天端及び立上り部	A 3 搭屋ハコ天端部
防水モルタル 豆砂利コンクリート アスファルト防水層コンクリート金鍍押え (一部ウレタン塗膜防水)	モルタル防水金鍍 (一部塗装仕上又はウレタン塗膜防水)	砂イタリ#25角仕上

※ 平場部の [A 1] は、[B 2] (密着工法 (立上り用)) を適用する
 ※ [A 3] は、ウレタン塗膜防水部分を示し、素地となっている保護コンクリート部分は、ホリヤセメント薄塗、それ以外はホリヤセメントモルタル薄塗を行う。

改修後		
B 1 平場部	B 2 架台天端及び立上り部	B 3 搭屋ハコ天端部
脱気絶縁工法 (歩行用ウレタン) 系全面修繕 1回目 ※ 保護コンクリート伸縮目地打替え	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン) 系全面修繕 1回目	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン) 系全面修繕 1回目

▽ 丸環位置を示す (合計 24ヶ所)
 □ (新設) 脱気塔位置を示す (合計 12ヶ所)
 70~100mmに1ヶ所設置とする。
 (設置位置は打合わせとする)
 □ (新設) 置基礎用防振ゴム (合計 6ヶ所)
 (350^φ×10mm)
 ※ 物干・フン干レライプは移動の上再設置とする

宮城県住宅供給公社	設計年月日	R05.09	保全課長	課長補佐 (総括担当)	課長補佐	設計者	工事名称	都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事	全業	19	図面 No	A-10/18
	図面名称	屋上・搭屋1階平面図	Scale	1/150								



搭屋1階平面詳細図 S=1/100

改修対象外部分を示す
 (新設) 脱気塔位置を示す (合計12ヶ所)
 70~100㎡に1ヶ所設置とする。
 (設置位置は打合わせとする)

仕上凡例

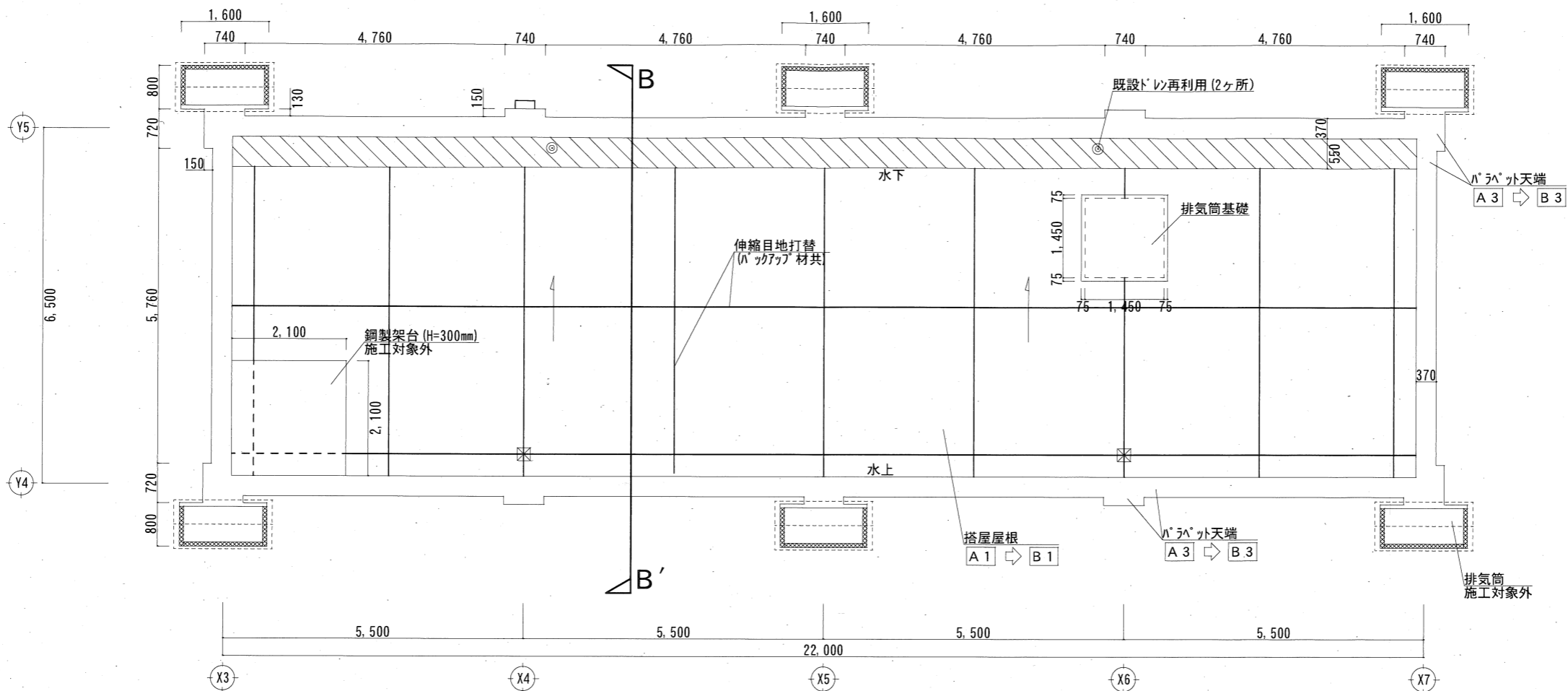
改修前		
A 1 平場部	A 2 架台天端及び立上り部	A 3 搭屋ハケット天端部
防水モルタル 豆砂利コンクリート アスファルト防水層コンクリート金網押え (一部ウレタン塗膜防水)	モルタル防水金網 (一部塗装仕上又はウレタン塗膜防水)	モザイクタイル25角仕上



改修後		
B 1 平場部	B 2 架台天端及び立上り部	B 3 搭屋ハケット天端部
脱気絶縁工法 (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目) ※ 保護コンクリート伸縮目地打替え	密着工法(立上り用) (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目)	密着工法(立上り用) (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目)

※ 平場部の は、B 2 (密着工法(立上り用))を適用する)

※ は、ウレタン塗膜防水部分を示し、素地となっている保護コンクリート部分は、ポリマーセメントペースト塗、それ以外はポリマーセメントモルタル薄塗を行う。



搭屋屋上平面図 S=1/100

☒ (新設) 脱気塔位置を示す (合計2ヶ所)
70~100mに1か所設置とする。
(設置位置は打合わせとする)

仕上凡例

改修前		
A 1 平場部	A 2 架台天端及び立上り部	A 3 搭屋ハックアップ天端部
防水モルタル 豆砂利コンクリート アスファルト防水層コンクリート金網押え (一部ウレタン塗膜防水)	モルタル防水金網 (一部塗装仕上又はウレタン塗膜防水)	モザイクタイル25角仕上

改修後		
B 1 平場部	B 2 架台天端及び立上り部	B 3 搭屋ハックアップ天端部
脱気絶縁工法 (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目) ※ 保護コンクリート伸縮目地打替え	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目)	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目)

※ 平場部の ☒ は、B 2 (密着工法 (立上り用) を適用する)

※ ☒ は、ウレタン塗膜防水部分を示し、素地となっている保護コンクリート部分は、ホリマセメントペースト塗、それ以外はホリマセメントモルタル薄塗を行う。

※ ☒ は、改修対象外部分を示す。



宮城県住宅供給公社

設計年月日

R05. 09

保全課長

課長補佐
(総括担当)

課長補佐

設計者

工事名称

都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事

図面名称

搭屋屋上平面図

Scale

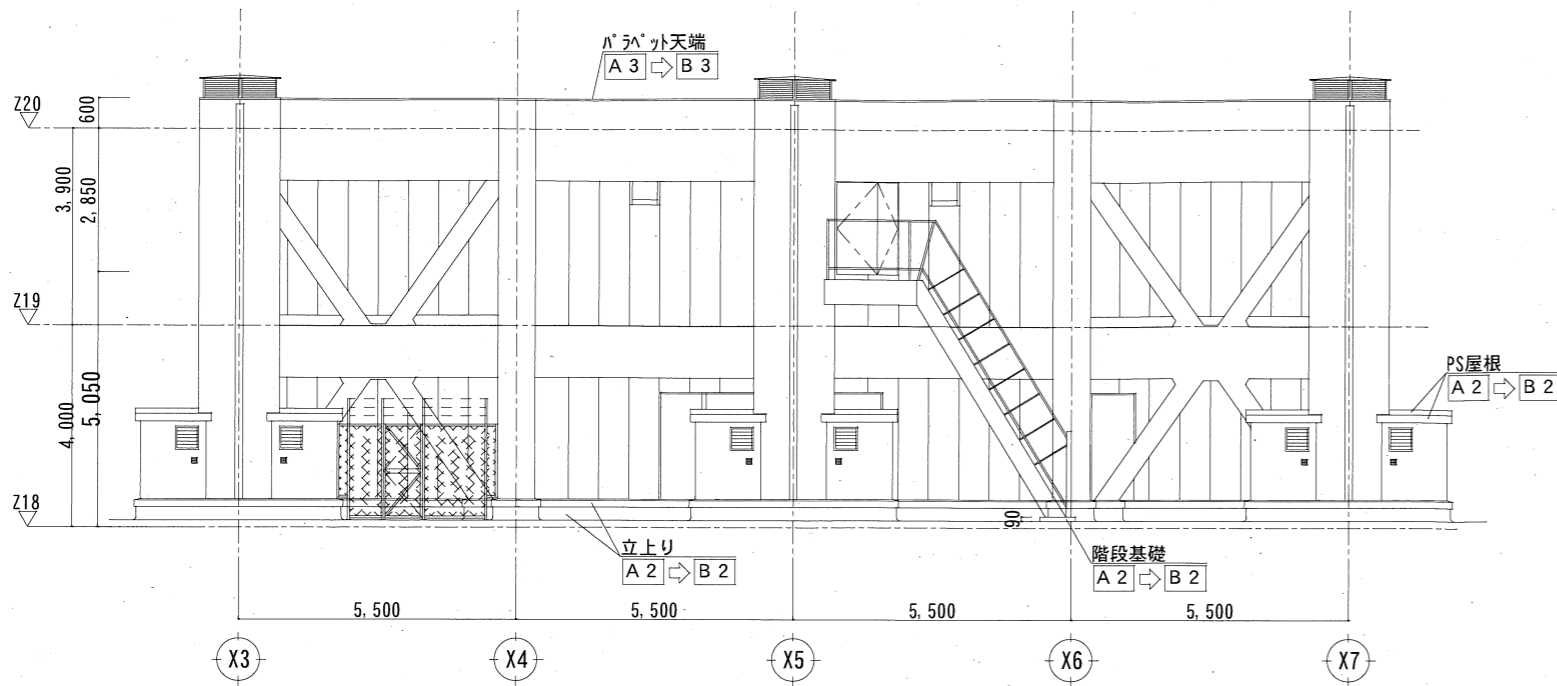
1/100

全葉

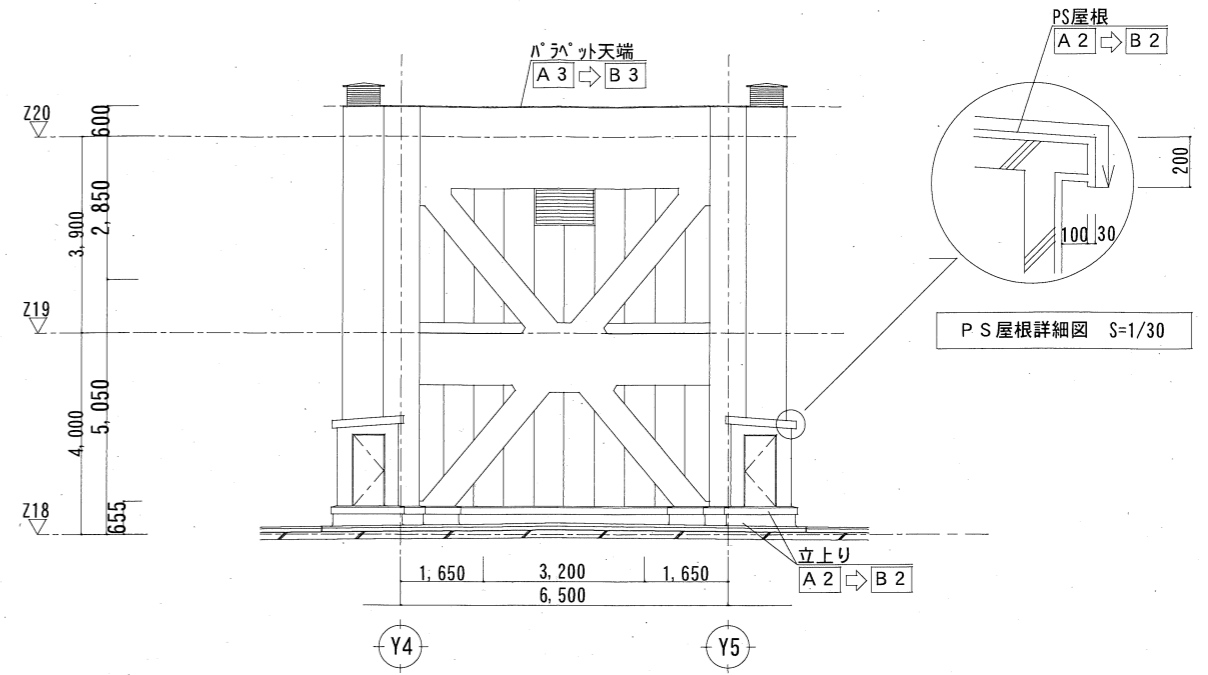
19

図面 No

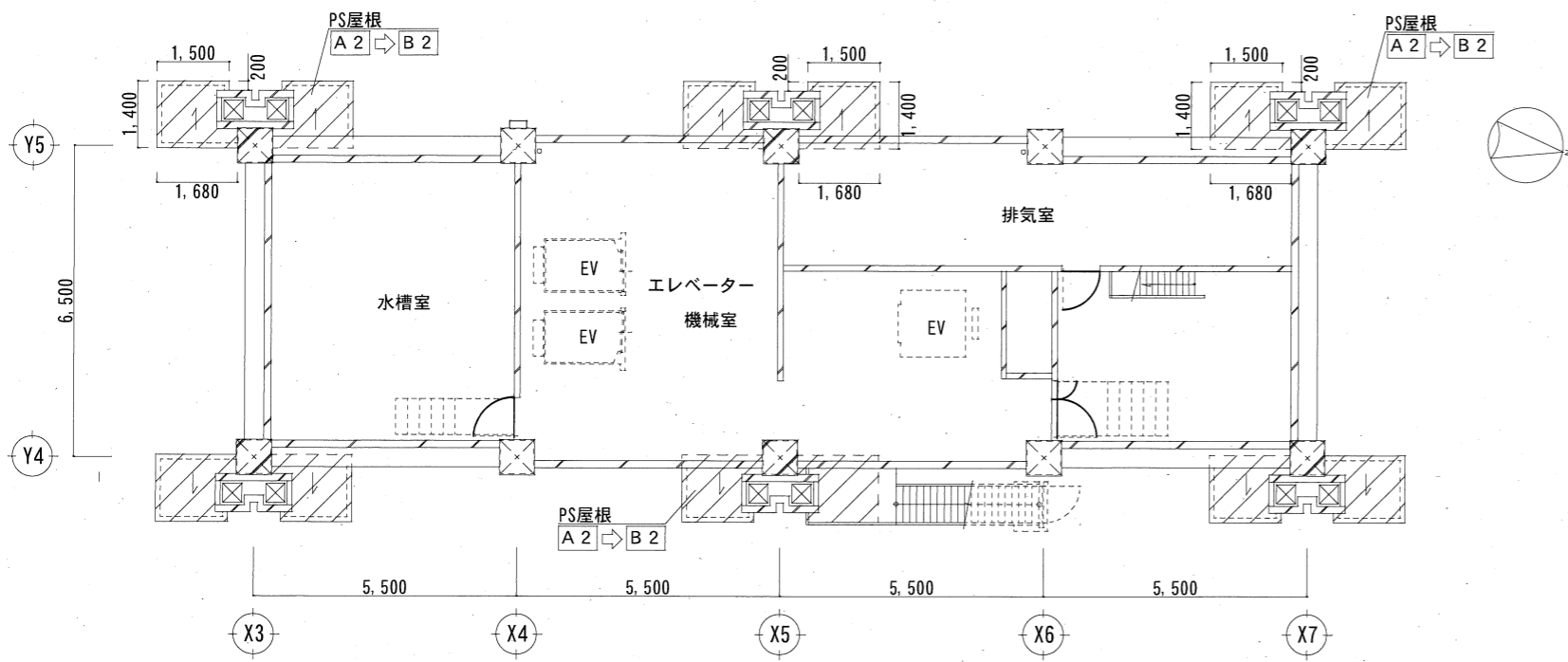
A-12/18



塔屋東側立面図 S=1/150



塔屋北側立面図 S=1/150

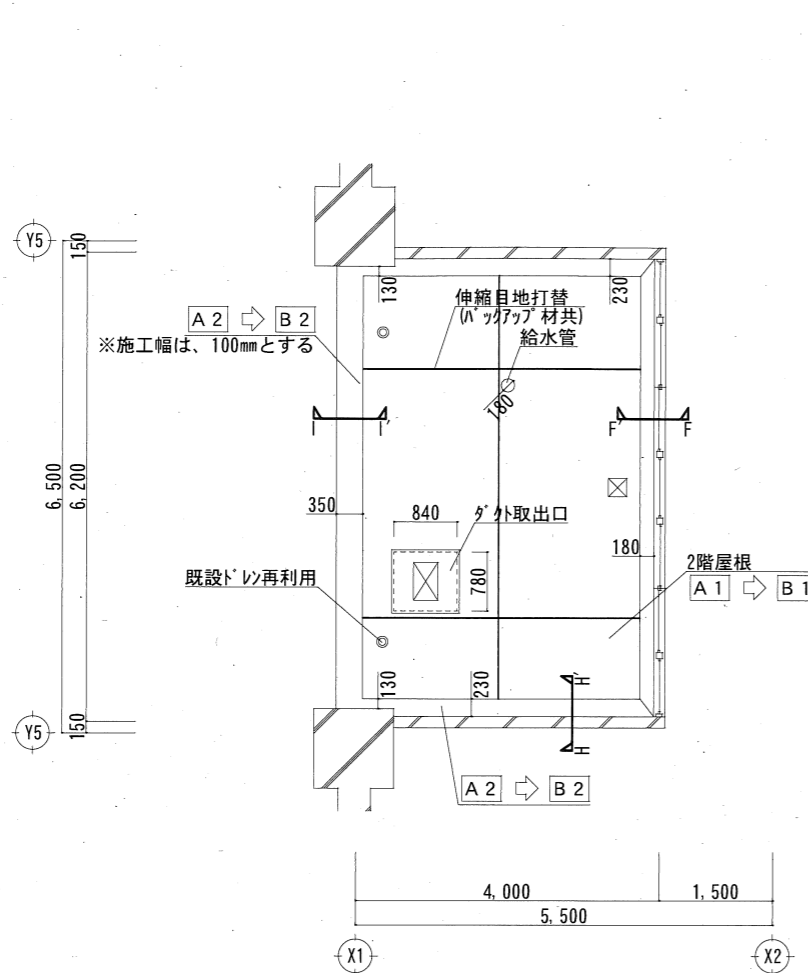


塔屋2階平面図 S=1/150

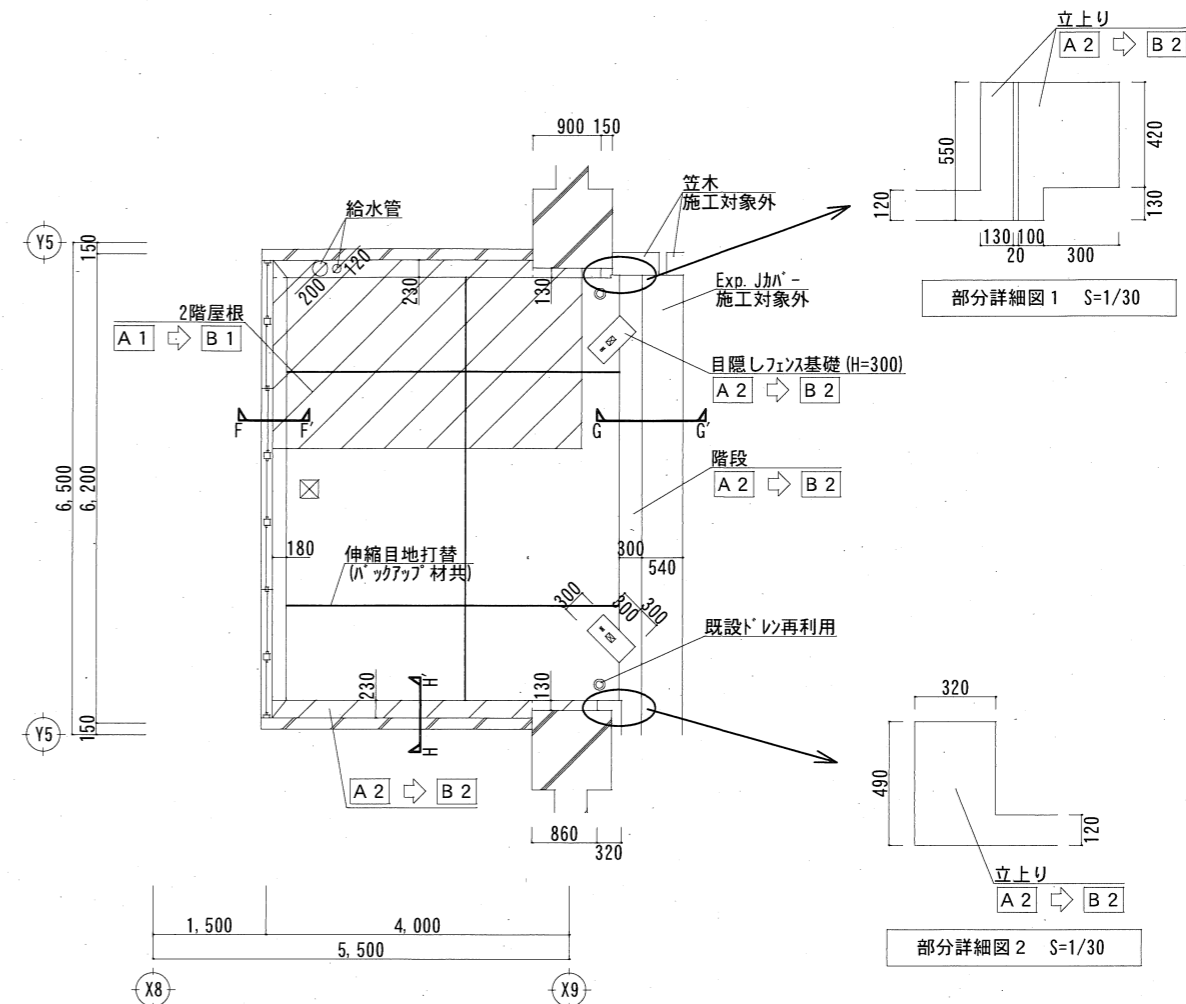
仕上凡例

改修前		
A 1 平場部	A 2 架台天端及び立上り部	A 3 塔屋ハコ天端部
防水モルタル 豆砂利コンクリート アスファルト防水層コンクリート金鍍押え (一部ウレタン塗膜防水)	モルタル防水金鍍 (一部塗装仕上又はウレタン塗膜防水)	モルタル25角仕上
↓		
改修後		
B 1 平場部	B 2 架台天端及び立上り部	B 3 塔屋ハコ天端部
脱気絶縁工法 (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目) ※ 保護コンクリート伸縮目地打替え	密着工法(立上り用) (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目)	密着工法(立上り用) (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目)

※ 平場部の [斜線] は、B 2 (密着工法(立上り用)を適用する)
 ※ [斜線] は、ウレタン塗膜防水部分を示し、素地となっている保護コンクリート部分は、ポリマーセメントペースト塗、それ以外はポリマーセメントモルタル薄塗を行う。



南側吹抜部 2階屋上平面図 S=1/100



北側吹抜部 2階屋上平面図 S=1/100

☒ (新設) 脱気塔位置を示す (合計12ヶ所)
70~100㎡に1か所設置とする。
(設置位置は打合わせとする)

仕上凡例

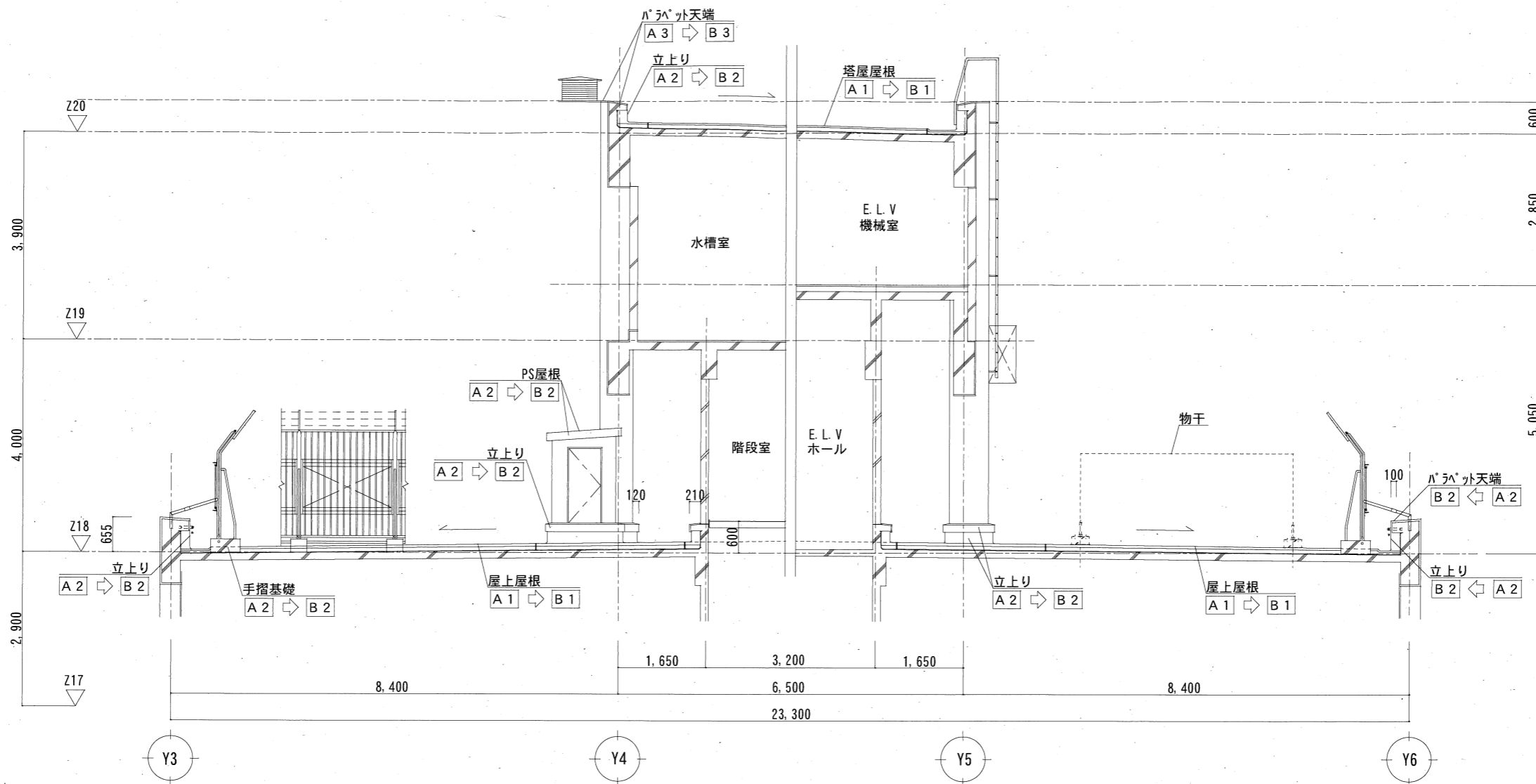
改修前		
A1 平場部	A2 架台天端及び立上り部	A3 搭屋ハコラベット天端部
防水モルタル 豆砂利コンクリート アスファルト防水層コンクリート金鍍押え (一部ウレタン塗膜防水)	モルタル防水金鍍 (一部塗装仕上又はウレタン塗膜防水)	モルタル25角仕上



改修後		
B1 平場部	B2 架台天端及び立上り部	B3 搭屋ハコラベット天端部
脱気絶縁工法 (歩行用ウレタン△系全面修繕 1回目) ※ 保護コンクリート伸縮目地打替え	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン△系全面修繕 1回目)	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン△系全面修繕 1回目)

※ 平場部の [B2] は、[B2] (密着工法 (立上り用) を適用する)

※ [B2] は、ウレタン塗膜防水部分を示し、素地となっている保護コンクリート部分は、ホリヤセメントスチール、それ以外はホリヤセメントモルタル薄塗を行う。



A-A' 断面図 S=1/100

仕上凡例

改修前		
A1 平場部	A2 架台天端及び立上り部	A3 搭屋ハコ天端部
防水モルタル 豆砂利コンクリート アスファルト防水層コンクリート金縷押え (一部ウレタン塗膜防水)	モルタル防水金縷 (一部塗装仕上又はウレタン塗膜防水)	珪酸エタレン25角仕上



改修後		
B1 平場部	B2 架台天端及び立上り部	B3 搭屋ハコ天端部
脱気絶縁工法 (歩行用ウレタン△系全面修繕 1回目) ※ 保護コンクリート伸縮目地打替え	密着工法(立上り用) (歩行用ウレタン△系全面修繕 1回目)	密着工法(立上り用) (歩行用ウレタン△系全面修繕 1回目)

※ 平場部の は、B2 (密着工法(立上り用)) を適用する

※ は、ウレタン塗膜防水部分を示し、素地となっている保護コンクリート部分は、ホリメンモルタル塗、それ以外はホリメンモルタル薄塗を行う。



宮城県住宅供給公社

設計年月日

R05.09

保全課長

課長補佐
(総括担当)

課長補佐

設計者

工事名称

都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事

図面名称

部分詳細図-1

Scale

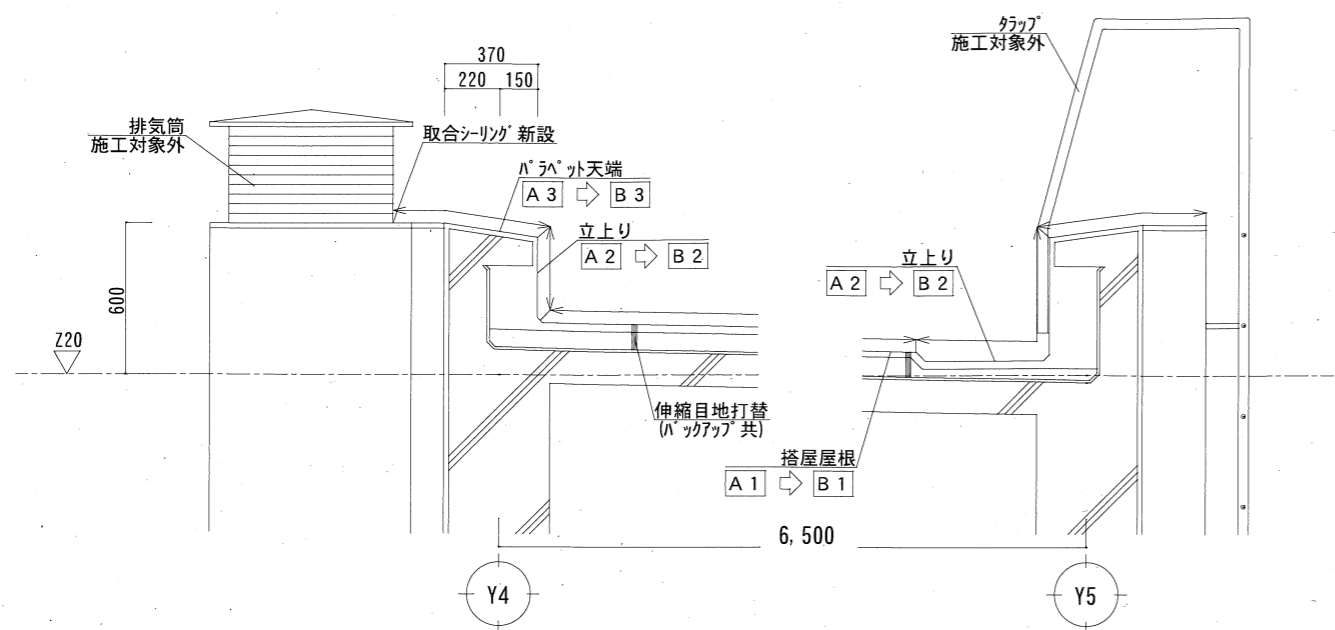
1/100

全葉

19

図面 No

A-15/18



B-B' 断面詳細図 S=1/30

仕上凡例

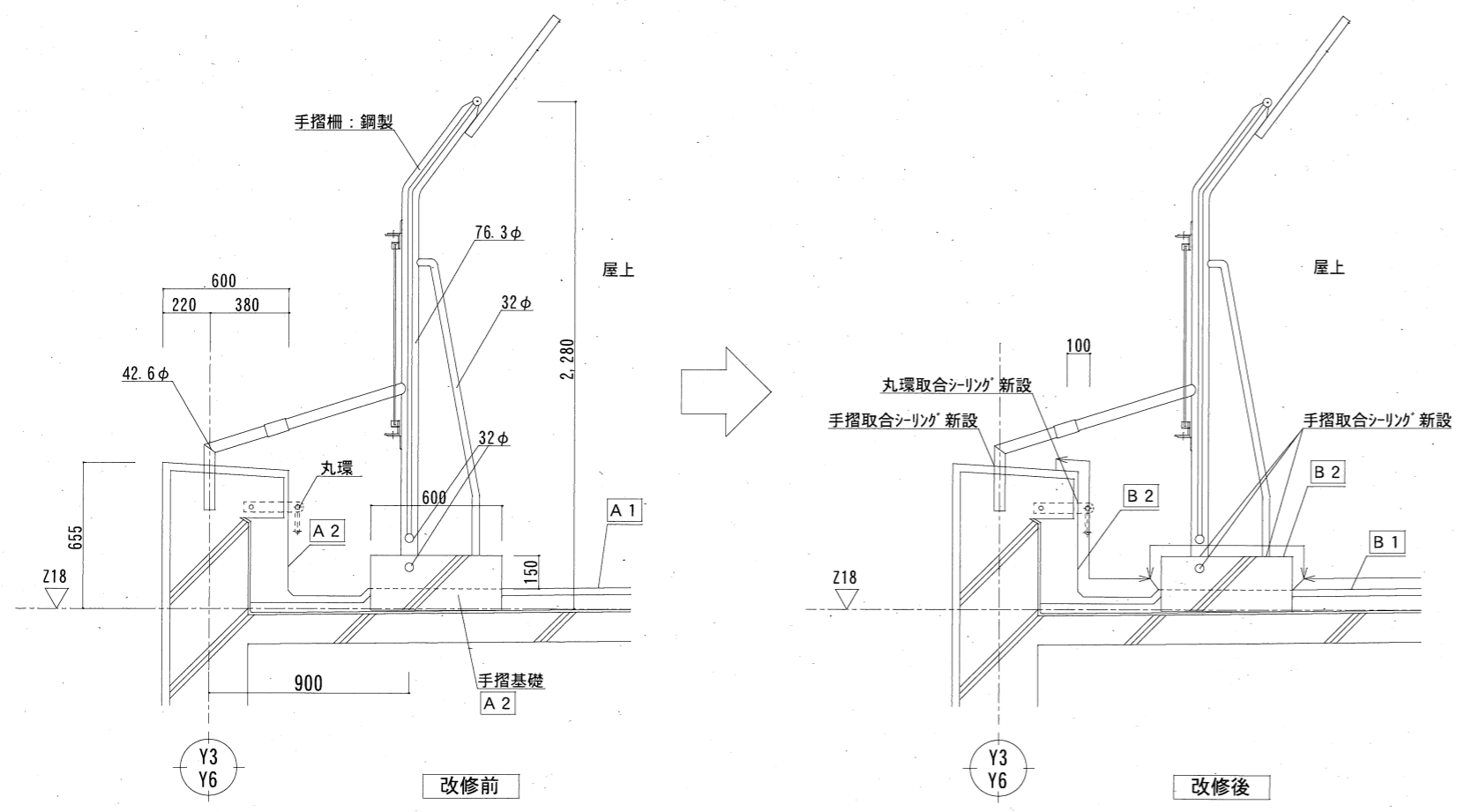
改修前		
A1 平場部	A2 架台天端及び立上り部	A3 搭屋ハット天端部
防水モルタル 豆砂利コンクリート アスファルト防水層コンクリート金銀押え (一部ウレタン塗膜防水)	モルタル防水金銀 (一部塗装仕上又はウレタン塗膜防水)	モルタル25角仕上



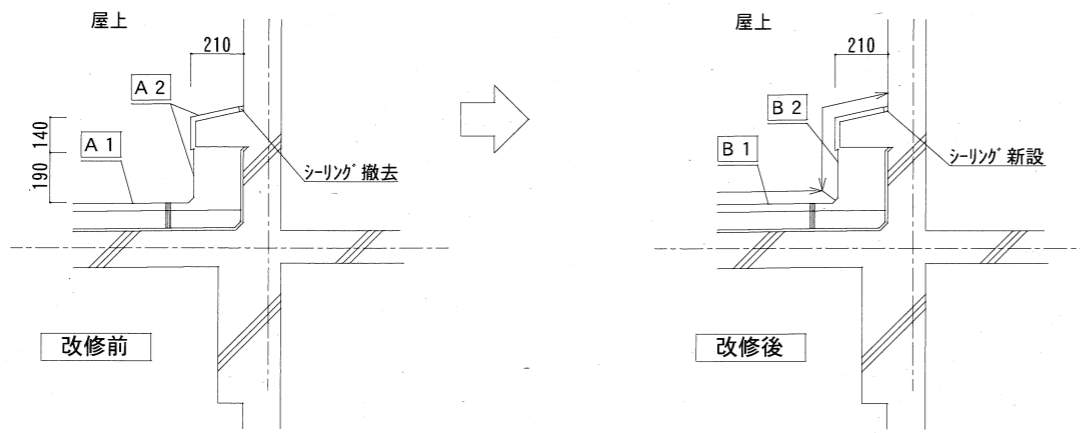
改修後		
B1 平場部	B2 架台天端及び立上り部	B3 搭屋ハット天端部
脱気絶縁工法 (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目) ※ 保護コンクリート伸縮目地打替え	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目)	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目)

※ 平場部の は、B2 (密着工法 (立上り用) を適用する)

※ は、ウレタン塗膜防水部分を示し、素地となっている保護コンクリート部分は、ポリマーセメントペースト塗、それ以外はポリマーセメントモルタル薄塗を行う。



手摺部詳細図 S=1/30



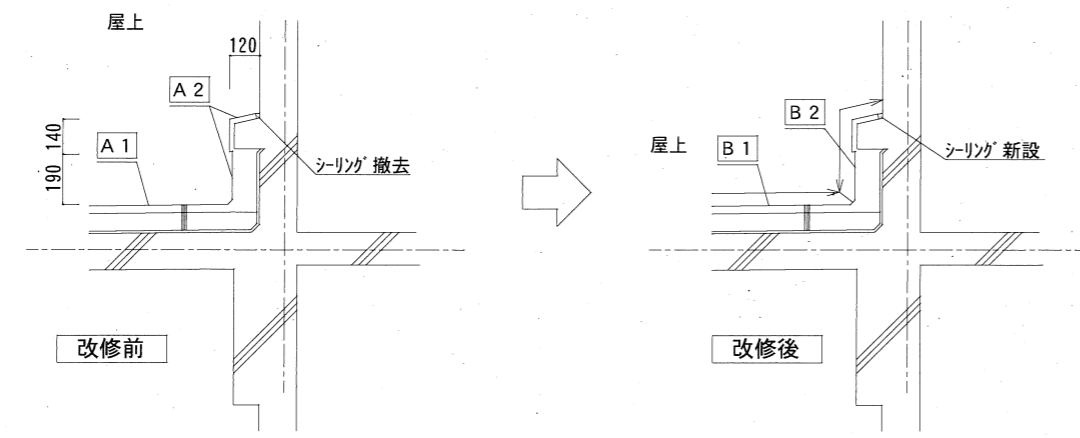
C-C' 断面詳細図 S=1/30

仕上凡例

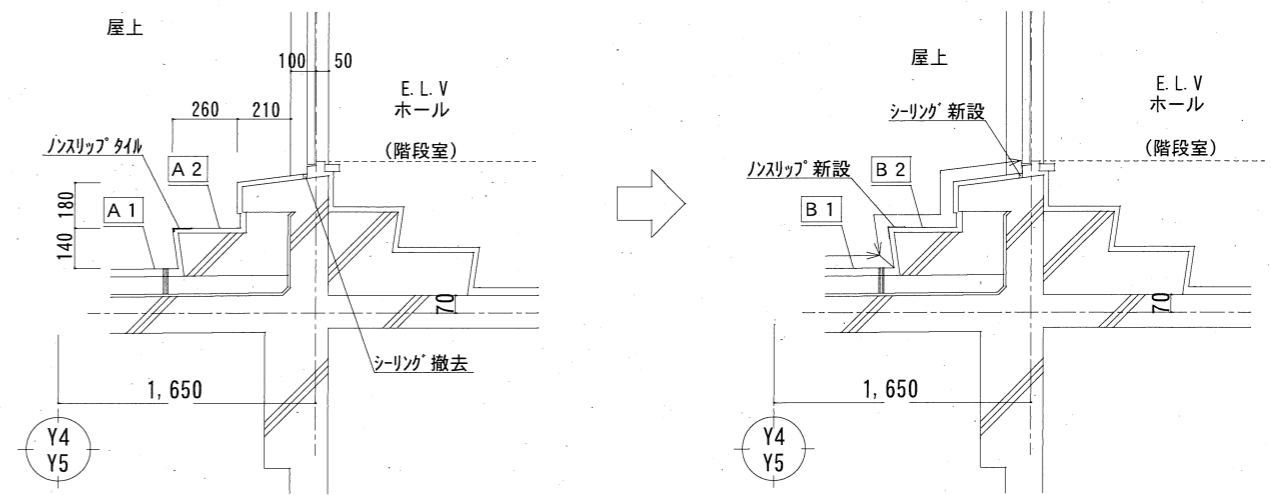
改修前		
A 1 平場部	A 2 架台天端及び立上り部	A 3 搭屋ハケの天端部
防水材料 豆砂利コンクリート アスファルト防水層 コンクリート金鍍押え (一部ウレタン塗膜防水)	防水金鍍 (一部塗装仕上又はウレタン塗膜防水)	ウレタン塗膜仕上

改修後		
B 1 平場部	B 2 架台天端及び立上り部	B 3 搭屋ハケの天端部
脱気絶縁工法 (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目) ※ 保護コンクリート伸縮目地打替え	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目)	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン系全面修繕 1回目)

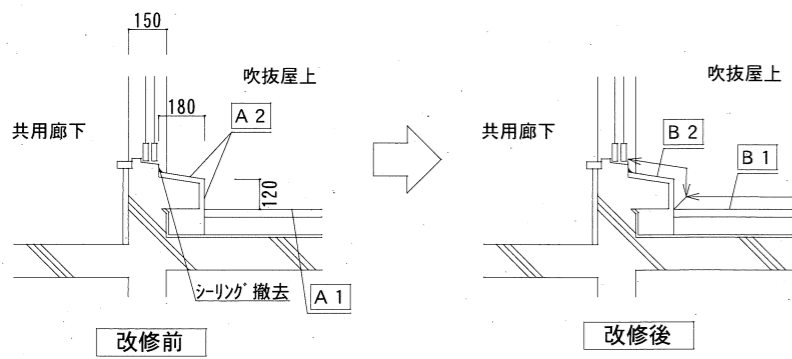
※ 平場部の [斜線] は、B 2 (密着工法 (立上り用) を適用する)
 ※ [斜線] は、ウレタン塗膜防水部分を示し、素地となっている保護コンクリート部分は、ポリマーセメントペースト塗、それ以外はポリマーセメント薄塗を行う。



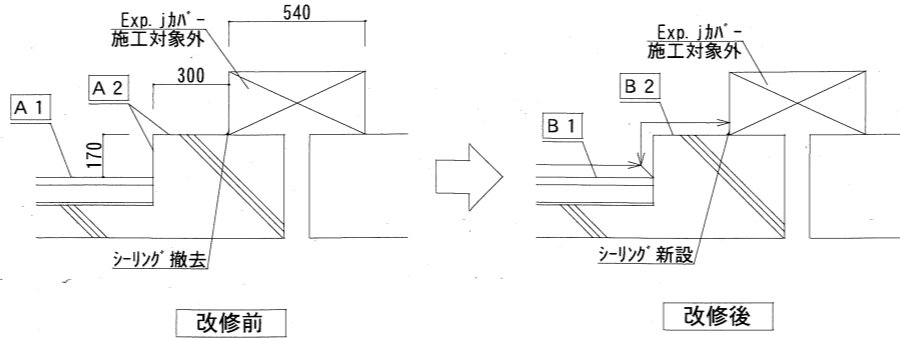
D-D' 断面詳細図 S=1/30



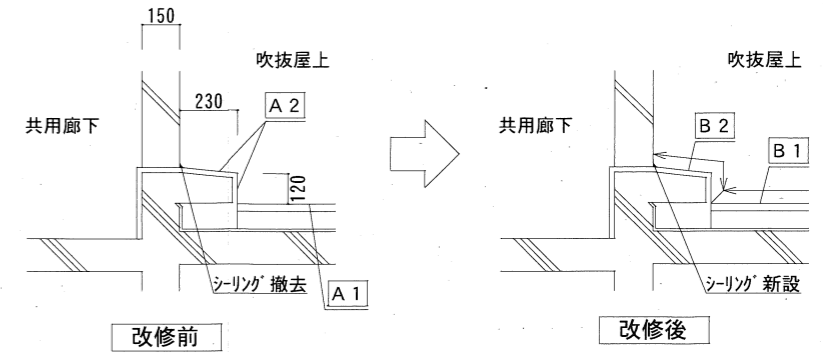
E-E' 断面詳細図 S=1/30



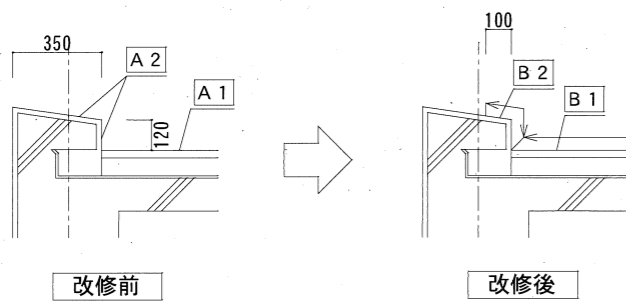
F-F' 断面詳細図 S=1/30



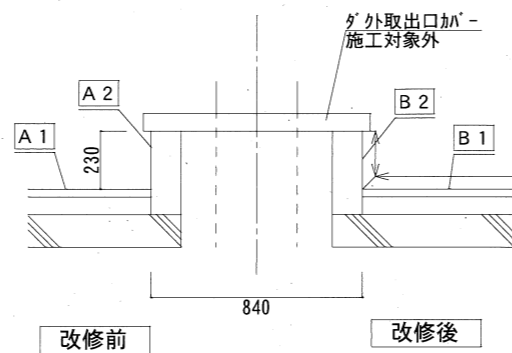
G-G' 断面詳細図 S=1/30



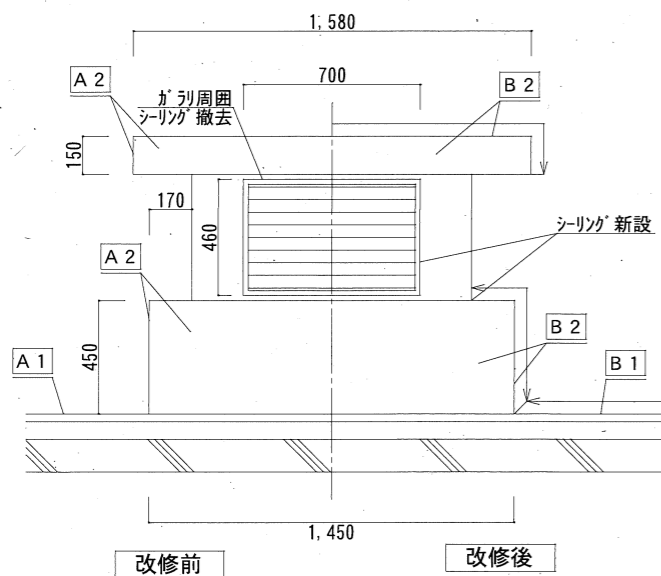
H-H' 断面詳細図 S=1/30



I-I' 断面詳細図 S=1/30



外取出口詳細図 S=1/30



排気筒詳細図 S=1/30

仕上凡例

改修前		
A 1 平場部	A 2 架台天端及び立上り部	A 3 搭屋ハケ' ット天端部
防水モルタル 豆砂利コンクリート アスファルト防水層コンクリート金縷押え (一部ウレタン塗膜防水)	モルタル防水金縷 (一部塗装仕上又はウレタン塗膜防水)	モ' イタI#25角仕上
↓		
改修後		
B 1 平場部	B 2 架台天端及び立上り部	B 3 搭屋ハケ' ット天端部
脱気絶縁工法 (歩行用ウレタン' Δ系全面修繕 1回目) ※ 保護コンクリート伸縮目地打替え	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン' Δ系全面修繕 1回目)	密着工法 (立上り用) (歩行用ウレタン' Δ系全面修繕 1回目)

※ 平場部の は、B 2 (密着工法 (立上り用)) を適用する

※ は、ウレタン塗膜防水部分を示し、素地となっている保護コンクリート部分は、ホ' リマ' セ' ム' ト' - ス' 塗、それ以外はホ' リマ' セ' ム' ト' 防水薄塗を行う。



宮城県住宅供給公社

設計年月日

R05.09

保全課長

課長補佐
(総括担当)

課長補佐

設計者

工事名称

都市機構仙台桜ヶ岡市街地住宅屋上防水改修工事

図面名称

部分詳細図-4

Scale

1/30

全葉

19

図面 No

A-18/18